



第99回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2023年6月28日（水曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）



場所

広島市中区小町4番33号

当社本店

【株主のみなさまへのご案内】

当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書またはインターネット等による事前の議決権行使を是非ご活用ください。

また、当日は、インターネットにより本株主総会の様子のライブ配信を行いますので、ご視聴ください。

目次

第99回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使のご案内	
インターネットによるライブ配信のご案内	
株主総会参考書類	8
会社提案（第1号議案および第2号議案）	
第1号議案 利益準備金の額の減少および剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	
株主提案（第3号議案から第7号議案まで）	
第3号議案 定款一部変更の件（1）	
第4号議案 定款一部変更の件（2）	
第5号議案 定款一部変更の件（3）	
第6号議案 取締役の解任の件	
第7号議案 監査等委員である取締役4名の解任の件	
事業報告	22
連結計算書類	51
計算書類	53
監査報告	55

中国電力株式会社

証券コード：9504

株主のみなさまへ

株主のみなさまには、平素から格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
第99回定時株主総会招集ご通知のお届けにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社グループでは、公正取引委員会からの独占禁止法に基づく排除措置命令・課徴金納付命令の受領や、中国電力ネットワーク株式会社が管理するお客さま情報の不正閲覧などの不適切事案が発生し、株主のみなさま、お客さまをはじめ関係者のみなさまに多大なるご心配・ご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

これら一連の不適切事案の発生を厳粛に受け止め、二度と同様の事態を発生させることのないよう、再発防止策の実行に着実に取り組むとともに、改めてコンプライアンス最優先の業務運営を徹底していくことで、みなさまからの信頼回復に努めてまいります。

2022年度の連結業績につきましては、燃料・卸電力取引市場価格の高騰を受けた費用の大幅な増加などにより、経常損益が1,067億円の損失、親会社株主に帰属する当期純損益は1,553億円の純損失となり、いずれも過去最大の赤字となりました。このような中、当年度の配当については、誠に申し訳なく存じますが、無配とさせていただきますこととしました。

当社グループは、決意を新たに企業再生に取り組んでいくとともに、業績および財務基盤の回復に最大限注力してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長執行役員 瀧本 夏彦

(証券コード：9504)
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日 2023年5月31日)

株主各位

広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

代表取締役
社長執行役員 瀧本夏彦

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html>



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書またはインターネット等による事前の議決権行使を是非ご活用ください。

事前の議決権行使につきましては、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、**2023年6月27日（火曜日）午後5時20分までに行使していただきますようお願い申し上げます。**

また、議決権行使の方法につきましては、「議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 広島市中区小町4番33号 当社本店
3. 目的事項
報告事項 2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

＜会社提案（第1号議案および第2号議案）＞

第1号議案 利益準備金の額の減少および剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

＜株主提案（第3号議案から第7号議案まで）＞

第3号議案 定款一部変更の件（1）

第4号議案 定款一部変更の件（2）

第5号議案 定款一部変更の件（3）

第6号議案 取締役の解任の件

第7号議案 監査等委員である取締役4名の解任の件

上記各号議案の内容等は、8ページ以降の「株主総会参考書類」に記載しております。

以 上

◎ 書面交付請求をされた株主のみなさまには電子提供措置事項を記載した書面をあわせて送付しておりますが、以下の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

したがいまして、当該書面は、会計監査人および監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎ 書面交付請求をされていない株主のみなさまには、株主総会参考書類をあわせて送付しております。

◎ 電子提供措置事項について修正すべき事項が生じた場合には、上記の当社および東京証券取引所ウェブサイトにもその旨ならびに修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

◎ 本株主総会の決議結果につきましては、上記の当社ウェブサイトへの掲載にてご報告させていただきます。

議決権行使のご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会に 出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名に委任することにより可能となります。この場合、委任状を会場受付にご提出ください。

開催日時

2023年6月28日(水曜日)
午前10時
(受付開始 午前9時)

書面による 議決権行使をされる場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2023年6月27日(火曜日)
午後5時20分

インターネット等による 議決権行使をされる場合



議決権行使ウェブサイトアクセスし、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月27日(火曜日)
午後5時20分

詳細は次ページをご覧ください

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにご参加の株主さまは、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

ご注意事項

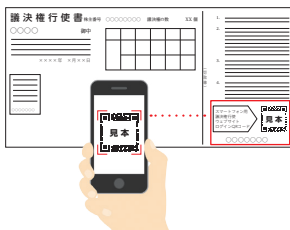
- (1) 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の意思表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主さまのご負担となります。
- (5) インターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合もありますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

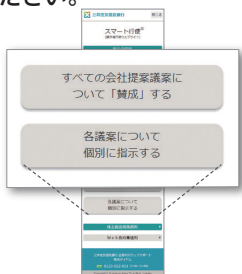
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否を入力してください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインのうえ、再度議決権行使をお願いいたします。

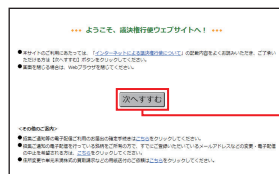
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できません。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

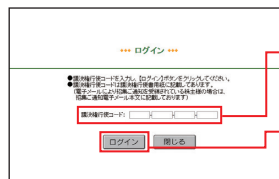
<https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

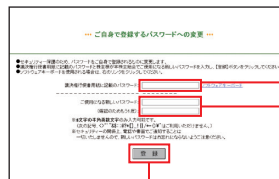
2 議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード」を入力してください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載されている「パスワード」を入力してください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否を入力してください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使の方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル：0120-652-031
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

インターネットによるライブ配信のご案内

本株主総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。ご視聴にあたっては、次ページ記載の留意事項を十分にご確認ください。

配信日時

2023年6月28日（水曜日） 午前10時から本株主総会終了時刻まで
（配信画面は、当日、午前9時30分頃に開設予定です。）

当日のご視聴方法

以下の手順により、ご視聴ください。

1 パソコン・スマートフォン等から、以下の視聴サイトにアクセスしてください。

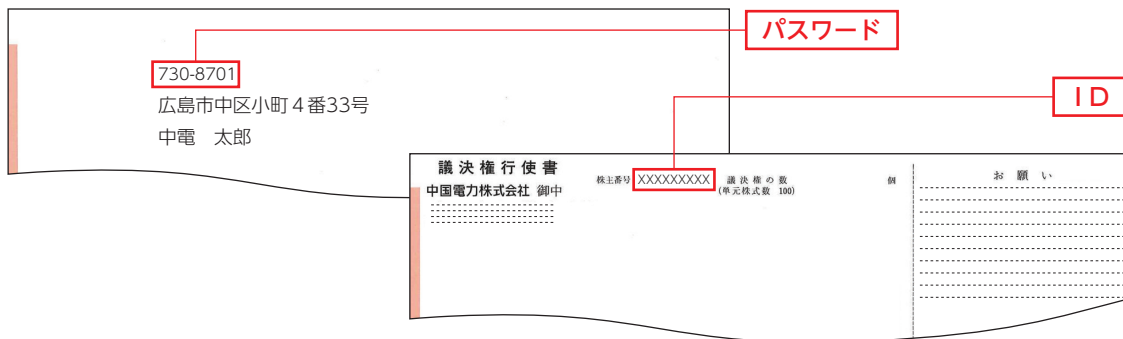
ライブ配信視聴サイト <https://9504.ksoukai.jp>



2 株主さま認証画面（ログイン画面）に以下のIDおよびパスワードを入力してください。以降は画面の案内に従ってライブ配信画面にお進みください。

ID : 議決権行使書用紙に記載された「株主番号」（数字9桁）

パスワード : 本招集ご通知送付先ご住所の「郵便番号」（数字7桁、ハイフンなし）



The diagram illustrates the login process. On the left, a sample address is shown: 730-8701 (highlighted in a red box), 広島市中区小町4番33号, 中電 太郎. A red line connects the postal code '730-8701' to the 'パスワード' (Password) field on the login screen. Another red line connects the entire address '広島市中区小町4番33号 中電 太郎' to the 'ID' field. The login screen itself is a form titled '議決権行使書' (Proxy Card) for '中国電力株式会社 御中' (Chugoku Electric Power Co., Ltd. Attention). It has fields for '株主番号' (Shareholder Number) with 'XXXXXXXXXX' (highlighted in a red box) and '議決権の数 (単元株式数 100)' (Number of Shares (Units: 100)). There is also a field for 'お 願 い' (Remarks).

- 議決権行使書用紙を投函する前に、必ず「株主番号」をお手元にお控えください。
- 上記視聴サイト内にて視聴環境のテストを事前に行っていただけますので、適宜ご活用ください。

留意事項

- インターネットによるライブ配信のご視聴は、**会社法上、株主総会への「出席」とは認められない**ため、当日の議決権行使、ご質問、動議の提出を行うことはできません。議決権については、4ページから5ページにてご案内の方法により、**事前に行使していただきますようお願い申し上げます**。なお、後記のとおり視聴サイトで事前にご質問を受け付けます。
- ご使用の機器やインターネットの接続環境等により、ご視聴いただけない場合や映像・音声に不具合が生じる場合がございます。また、ご視聴いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- ライブ配信のご視聴は、株主さまご本人に限定させていただきます。ID・パスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。また、ライブ配信の撮影、録画、録音、保存、SNS等での無断公開につきまして固くお断りいたします。
- やむを得ない事情により、ライブ配信を実施できなくなった場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします (<https://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html>)。
- 配信にあたっては、ご出席の株主さまが映らないよう役員席付近のみを撮影いたしますが、やむを得ず株主さまが映り込んでしまう場合がございます。本株主総会にご出席される株主のみなさまにおかれましては、あらかじめご了承ください。

事前質問の受付のご案内

本株主総会の目的事項に関するご質問を、インターネットを通じて事前に受け付けます。

ライブ配信視聴サイト内の「事前質問を行う」ボタンよりご提出いただけますので、前ページの「当日のご視聴方法」にてご案内の①、②の手順でアクセスしてください。

受付期間

2023年6月7日（水曜日）から2023年6月21日（水曜日）まで

- いただいたご質問の中で、株主のみなさまの関心が高いと思われる事項等については、本株主総会で取り上げさせていただきます。
- **すべてのご質問への回答をお約束するものではありません**。また、**ご質問者さまに対する個別の回答はいたしかねます**ので、あらかじめご了承ください。
- 本株主総会で取り上げることに至らなかったご質問については、今後の事業運営の参考とさせていただきます。

ライブ配信に関するお問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

IDおよびパスワードについて

三井住友信託銀行株式会社
バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル

通話料無料 **0120-782-041**

(受付時間 土・日・休日を除く午前9時～午後5時)

ライブ配信のご視聴について

株式会社ブイキューブ

03-6833-6231

(受付時間 6月28日（水曜日）午前9時～本株主総会終了まで)

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案および第2号議案）>

第1号議案および第2号議案は、会社提案によるものであります。

第1号議案 利益準備金の額の減少および剰余金の処分の件

当年度の業績悪化に伴い、期末において繰越利益剰余金の欠損額132,578,867,095円を計上しております。つきましては、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填するとともに、今後の経営環境の変化に対応し、資本政策の機動性を確保するために、会社法第448条第1項および第452条の規定に基づき、利益準備金および別途積立金の全額を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、当年度の期末配当につきましては、当年度の業績が連結、個別ともに過去最大の赤字となったことや、連結自己資本比率が過去最低水準まで低下したことなどを踏まえ、誠に申し訳なく存じますが、無配とさせていただきたいと存じます。

1. 利益準備金の額の減少に関する事項

- (1) 減少する準備金の項目およびその額
利益準備金 46,381,907,375円（全額）
- (2) 増加する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 46,381,907,375円

2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目およびその額
別途積立金 144,000,000,000円（全額）
- (2) 増加する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 144,000,000,000円

3. 利益準備金の額の減少および剰余金の処分が効力を生じる日

利益準備金の額の減少に係る債権者異議申述期間後の2023年7月30日を予定しております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

監査等委員である取締役を除く取締役全員（7名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、一連の不適切事案の発生を踏まえ、経営の客観性・透明性の向上のため社外取締役を1名増員することとし、監査等委員である取締役を除く取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、本議案については、監査等委員3名を含む社外取締役が構成員の過半数を占める指名委員会（委員長：社外取締役）での審議を経て、取締役会において適切に決定された旨の意見を得ております。

監査等委員である取締役を除く取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	現在の当社における地位
1	あし たに しげる 芦谷 茂 再任	男性	代表取締役副社長執行役員
2	なか がわ けん ごう 中川 賢剛 新任	男性	常務執行役員
3	たか ば とし お 高場 敏雄 再任	男性	代表取締役副社長執行役員
4	きた の たつ お 北野 立夫 再任	男性	取締役常務執行役員
5	ふな き とおる 船木 徹 再任	男性	取締役常務執行役員
6	みな もと きょう すけ 皆本 恭介 新任	男性	常務執行役員
7	ふる せ まこと 古瀬 誠 再任 社外 独立	男性	社外取締役
8	しょう ぶ だ きよ たか 菫蒲田 清孝 新任 社外 独立	男性	

社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約により、被保険者が当社の取締役等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等を填補することとしております。

本株主総会において各候補者の選任が承認可決され、各候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に上記内容で当該保険契約を更新する予定であります。

候補者番号

1

あし たに しげる
芦 谷 茂

(1956年4月7日生)

再任

所有する
当社株式の数
24,700株



[略歴および地位・担当]

1979年 4月 当社入社
2017年 6月 当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長
2018年 6月 当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長、
国際事業部門長
2020年 6月 当社代表取締役副社長執行役員電源事業部長、
情報通信部門長
2022年 6月 当社代表取締役副社長執行役員電源事業部長 (現在に至る)

[取締役候補者とした理由]

代表取締役副社長執行役員として、当社の特徴を踏まえた電源の競争力強化に手腕を発揮するとともに、卓越したリーダーシップを発揮し、経営課題への対応を着実に進めてまいりました。経営全般に関する豊富な知見を活かし、当社のガバナンス向上とともに、組織風土改革を含めた、企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。

候補者番号

2

なか がわ けん ごう
中 川 賢 剛

(1961年6月29日生)

新任

所有する
当社株式の数
23,606株



[略歴および地位・担当]

1985年 4月 当社入社
2017年10月 当社執行役員販売事業本部副本部長
2020年 6月 当社執行役員需給・トレーディング部門長
2021年 6月 当社常務執行役員需給・トレーディング部門長 (現在に至る)

[取締役候補者とした理由]

経営企画部門において電源調達戦略に携わってきたほか、至近では、需給・トレーディング部門長として、総合エネルギー事業の収益向上に尽力してきました。また、発電所長をはじめとする豊富な実務経験に基づく高い専門能力、実行力、創造力を有しており、経営環境が大きく変化する中、進取果敢に会社をけん引していく業務運営が期待できることから候補者としております。

候補者番号
3

たか ば とし お
高 場 敏 雄

(1957年5月6日生)

再任

所有する
当社株式の数
21,100株



[略歴および地位・担当]

1981年 4月 当社入社
2018年 6月 当社常務執行役員人材活性化部門長
2020年 6月 当社取締役常務執行役員人材活性化部門長
2022年 6月 当社代表取締役副社長執行役員人材育成担当、
調達本部長、原子力強化プロジェクト長
2023年 3月 当社代表取締役副社長執行役員企業再生担当、
人材育成担当、調達本部長、原子力強化プロジェクト長 (現在に至る)

[重要な兼職の状況]

株式会社中電工社外監査役

[取締役候補者とした理由]

人材活性化部門長として、経営環境の変化に応じた人事制度設計に主導的な役割を果たしてきたほか、至近では、調達本部長として、効率的な資金・資機材の調達に尽力してきました。高い調整能力とこれまで培った幅広い人脈を活かして、企業価値向上への更なる貢献が期待できることから候補者としております。

(注) 高場敏雄氏は、2023年6月27日付で株式会社中電工の社外監査役を退任する予定であります。

候補者番号
4

きた の たつ お
北 野 立 夫

(1958年2月5日生)

再任

所有する
当社株式の数
29,200株



[略歴および地位・担当]

1983年 4月 当社入社
2017年 6月 当社常務執行役員電源事業本部副本部長
兼. 電源事業本部 (原子力管理) 部長
2020年 6月 当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長、
電源事業本部島根原子力本部長 (現在に至る)

[取締役候補者とした理由]

原子力分野において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を有しており、島根原子力発電所の再稼働に向けた管理の統括や理解活動等に成果をあげております。経営環境が大きく変化する中、冷静かつ強い実行力のもと、適切な業務運営が期待できることから候補者としております。

候補者番号
5

ふな き とおる
船 木 徹
(1959年2月22日生)

再任

所有する
当社株式の数
14,200株



[略歴および地位・担当]

1981年 4 月 当社入社
2017年10月 当社執行役員調達本部（経理）部長
2019年 6 月 当社常務執行役員経営企画部門長
2022年 6 月 当社取締役常務執行役員経営企画部門長 (現在に至る)

[取締役候補者とした理由]

経営企画部門において、電気事業や経営のあるべき姿の構築に長年携わってきたほか、至近では、財務体質の改善をはじめとする重要課題への対応に尽力してきました。高い思考・分析能力と多面的なバランス感覚を活かし、経営環境が大きく変化する中、企業価値向上への更なる貢献が期待できることから候補者としております。

候補者番号
6

みな もと きょう すけ
皆 本 恭 介
(1959年11月15日生)

新任

所有する
当社株式の数
14,100株



[略歴および地位・担当]

1982年 4 月 当社入社
2017年10月 当社執行役員地域共創本部（広報）部長
兼. 上関原子力立地プロジェクト（広報）部長
2020年 1 月 当社執行役員地域共創本部（地域総括）部長
2020年 6 月 当社常務執行役員地域共創本部長 (現在に至る)

[取締役候補者とした理由]

企業法務に長年携わっており、豊富な経験と知見を有しております。また、至近では、地域共創本部長として、地域からの信頼獲得、地域発展への貢献等において中核的役割を担っております。大局的な判断力のもと、優れた行動力と法的思考力を活かした的確な業務運営が期待できることから候補者としております。

候補者番号
7

ふる せ まこと
古 瀬 誠
(1946年8月6日生)

再任

社外

独立

所有する
当社株式の数
3,200株



[略歴および地位・担当]

2007年 6月	株式会社山陰合同銀行代表取締役頭取	
2010年 5月	社団法人島根県経営者協会会長	(2015年 5月退任)
2010年11月	松江商工会議所会頭	(2019年10月退任)
2010年11月	島根県商工会議所連合会会頭	(2019年10月退任)
2011年 6月	株式会社山陰合同銀行代表取締役会長	
2015年 6月	株式会社山陰合同銀行特別顧問	(2020年 6月退任)
2020年 6月	当社社外取締役	(現在に至る)

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

株式会社山陰合同銀行をはじめとする社外での経営に関する幅広い知識・経験を有しており、企業経営者としての豊富な経験や識見を客観的な立場から当社の経営に活かすことが期待できることから候補者としております。また、指名委員会および報酬委員会の委員長として、取締役の指名・報酬に関する審議における透明性・客観性の向上など、引き続きガバナンス向上への貢献を期待しております。

- (注) 1. 古瀬誠氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 古瀬誠氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年です。
3. 古瀬誠氏は、株式会社山陰合同銀行の出身であります（2015年6月24日付で代表取締役会長を退任）。当社と株式会社山陰合同銀行との間には資金借入の取引関係がありますが、2023年3月末時点において、その借入残高は、当社の連結総資産および株式会社山陰合同銀行の連結総資産のそれぞれ1%未満であります。
4. 当社は、古瀬誠氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。
- 本株主総会において同氏の選任が承認可決され、同氏が取締役役に就任した場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、本年3月に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。
- 古瀬誠氏は、2021年4月の同委員会の立入検査時まで本独占禁止法違反の疑いに係る事実を認識しておりませんが、日頃から取締役会等において、社外取締役として、業務執行全般に関しコンプライアンス・リスク管理の視点に基づいて注意喚起をしておりました。上記事実の判明後は、取締役会等において、執行部による調査、原因分析・再発防止策等について監視するとともに、必要に応じて意見を述べるなど、その職責を適切に果たしております。
- また、中国電力ネットワーク株式会社が管理するお客さま情報の不正閲覧事案その他の不適切事案に対しても、上記と同様、適切に対応しております。

候補者番号
8

しょうぶだ きよ たか
菖蒲田 清 孝
(1959年4月11日生)

新任

社外

独立

所有する
当社株式の数
0株



[略歴および地位・担当]

- 2016年 6月 マツダ株式会社取締役専務執行役員
品質・ブランド推進・生産・物流統括
- 2017年 4月 マツダ株式会社取締役専務執行役員
品質・ブランド推進・購買・生産・物流統括
- 2021年 6月 マツダ株式会社代表取締役会長 (現在に至る)
- [重要な兼職の状況]
マツダ株式会社代表取締役会長

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

マツダ株式会社や同社の海外関係会社をはじめとする国内外での豊富な職務経験と、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、企業経営者としての豊富な経験や識見を客観的な立場から当社の経営に活かすことが期待できることから候補者としております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から関与いただく予定です。

- (注) 1. 菖蒲田清孝氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ることとしております。
2. 本株主総会において菖蒲田清孝氏の選任が承認可決され、同氏が取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額といたします。
3. 菖蒲田清孝氏がマツダ株式会社の取締役として在任中の2021年3月に、同社は、自動車部品の材料の集中購買の一環として行っていた取引の一部に関し、下請代金支払遅延等防止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から同法に基づく勧告を受けました。

ご参考 選任後の取締役会構成

第2号議案が原案のとおり承認可決された場合、取締役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

氏名	性別	当社における地位	取締役に求める専門性および経験								
			企業経営・経営戦略	財務・会計	法務・リスクマネジメント	営業・マーケティング	技術・研究	ガバナンス	グループ経営・海外事業	環境・社会・地域貢献	
あし たに しげる 芦 谷 茂	男性	代表取締役会長	●						●	●	●
なか がわ けん ごう 中 川 賢 剛	男性	代表取締役 社長執行役員	●			●	●				●
たか ば とし お 高 場 敏 雄	男性	代表取締役 副社長執行役員			●				●		●
きた の たつ お 北 野 立 夫	男性	代表取締役 副社長執行役員					●				●
ふな き とおる 船 木 徹	男性	代表取締役 副社長執行役員	●	●						●	
みな もと きょう すけ 皆 本 恭 介	男性	取締役 常務執行役員			●				●		●
ふる せ まこと 古 瀬 誠	男性	社外取締役	●	●		●			●		
しょう ぶ だ きよ たか 菫 蒲田 清 孝	男性	社外取締役	●			●			●	●	
た むら のり まさ 田 村 典 正	男性	取締役 (監査等委員〔常勤〕)		●					●		●
の そ はら えつ こ 野 曾原 悦 子	女性	社外取締役 (監査等委員)			●				●		
お たに のり こ 小 谷 典 子	女性	社外取締役 (監査等委員)									●
く が えい いち 久 我 英 一	男性	社外取締役 (監査等委員)			●				●	●	

(注) 上記一覧表では、各人の有する専門性と経験のうち最大4つまで印を付しております。

なお、取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

<株主提案（第3号議案から第7号議案まで）>

第3号議案から第7号議案までは、株主（61名）からのご提案によるものであります。
なお、提案株主の議決権の数は、983個であります。

第3号議案 定款一部変更の件（1）

原子力からの撤退

▼提案の内容

定款に第8章として、「原子力からの撤退」を追加する。

第8章 原子力からの撤退

第42条 島根原発2号機は再稼働しないで廃炉とする。

第43条 島根原発3号機は運転をしないで研究、見学用に転用する。

第44条 上関原発建設計画は白紙撤回する。

第45条 使用済み核燃料は、発生責任元として当社で保管管理する。

▼提案の理由

原発の適合性審査を行っている原子力規制委員会は、「原子力発電の安全性についての審査は行っていない」と断言しています。様々な対策がとられても、重大事故・戦争による被害・核分裂物質（廃棄物）の処理処分の問題など、避けることのできない課題が多く存在しています。

島根原発の周辺には、活動の恐れが予想される火山、活断層が存在し、避難対象住民約46万人といわれる人々が暮らしています。

上関原発は2001年「電源開発基本計画」に組み入れられたものの、地盤調査も終了しておらず、設置許可の申請もされず、その後の進展も全くありません。住民は原発中止を切望しているのです。

安全性が担保されないまま、原発の建設、運転に固執すれば、いつか重大な事故を起こしかねません。原発事故は、人々の普通の暮らしを根こそぎ奪うこととなります。それは大罪であり、避けなければなりません。残された選択肢は「原子力からの撤退」しかありません。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力発電は、安定供給、経済性、環境への適合の観点から重要な役割を担うベースロード電源であり、また、確立した脱炭素技術としても、一定比率を維持していく必要があると考えております。

当社としては、今後も、「安全性向上への取り組みに終わりはない」との考えのもと、原子力規制委員会が定めた新規制基準を満たすだけでなく、更なる安全性を不断に追求し、地域のみなさまのご理解をいただきながら、島根2号機・3号機の早期の再稼働・運転開始および上関原子力発電所の開発に向けて引き続き取り組んでまいります。

また、原子力発電所で発生する使用済燃料については、国の第6次エネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、再処理し回収されるウラン、プルトニウムを有効活用する核燃料サイクルを推進することが基本的方針として示されており、当社としては、国の方針に従い、着実に再処理等を実施してまいります。

したがって、ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第4号議案 定款一部変更の件（2）

送配電部門の所有権分離

▼提案の内容

定款に第9章として、「送配電部門の所有権分離」を追加する。

第9章 送配電部門の所有権分離

第46条 送配電部門の分離は、「所有権分離」の形態によって実施する。

2 送配電会社の名称は、「西日本電力ライフライン株式会社」とする。

▼提案の理由

2019年に開催された第95回株主総会において、送配電事業の分離にあたっては「所有権分離」とし、送配電事業の会社名称を「西日本電力ライフライン株式会社」とする株主提案議案が提出されました。

この株主提案議案は否決されましたが、その提案の正しかったことが、昨年来から明らかになった当社による「顧客情報の不正閲覧事件」によって証明されています。この事件については、新電力会社や消費者はもとより政府内からも、強い批判が上がっています。

本事件は、公正な競争を阻害し、電力自由化の理念を踏みにじる行為で看過できないものであり、公益企業としての自覚が問われている悪質な不正行為といえます。

送配電事業を子会社化する法的分離の形で「中国電力ネットワーク株式会社」ができましたが、中立性が蔑ろにされ、法的分離は全く機能していません。

送配電事業の中立性の確保から、資本面で切り離す「所有権分離」を速やかに実現することです。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

送配電部門の組織の在り方について、国は、電力システム改革に係る一連の検討の中で、所有権分離を含む複数の類型を選択肢として示し、安定供給や社会コスト等への影響も勘案したうえで、現行の法的分離を採用しました。

また、当社としては、災害時や電力需給のひっ迫時に、停電復旧や需給バランスの確保等に向けた迅速な対応体制を維持する観点からも、当社グループ一体となって実施する現行の体制が望ましいと考えております。

当社は、このたびの中国電力ネットワーク株式会社が管理するお客さま情報の不正閲覧事案の発生を深く反省し、システムの物理分割などの設備面と、適切なルールを定めて遵守するという運用面での対策の両面により当該事案の再発防止を徹底するとともに、現行の体制のもとで行為規制を遵守し、送配電会社の中立性確保に努めてまいります。

したがって、ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第5号議案 定款一部変更の件（3）

役員報酬の50%カット

▼提案の内容

定款に第10章として、「役員報酬の50%カット」を追加する。

第10章 役員報酬の50%カット

第47条 取締役および監査等委員である取締役の、年間報酬等の総額を50%減額する。

▼提案の理由

地域を代表する当社が、電力供給を巡りカルテルを結んだとして公正取引委員会から707億円の巨額の課徴金を課せられる事態となりました。電力料金の引き下げを狙った「電力小売りの自由化」の主旨を“骨抜き”にしていた事態が明らかになっています。

当社は、過去に発生した一連の不適切事案の反省をふまえ、コンプライアンス経営の推進に役員率の率先垂範のもと、全社を挙げて取り組むとしていたはずですが、取締役会の諮問機関である「企業倫理委員会」が設置してありますが、この度の巨額課徴金処分案が明らかになった後の委員会をみても、機能した様子がありません。

さらに、新電力顧客情報の不正閲覧も判明し、自由化に逆行する行為が相次ぐなど、コンプライ

アンス意識の欠如に加え、ガバナンスも働いていません。

カルテル事件での損害は、当該期間に在籍した取締役の責任は逃れることはできなく、全額返還する責務があり、役員報酬分で行うことにします。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、本年3月、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。このような事態を招いたことを極めて厳しく受け止め、その経営責任を踏まえた対応として、清水代表取締役会長および瀧本代表取締役社長執行役員が本株主総会終結の時をもって退任するとともに、退任までの間における月額報酬の減額を行っております。

また、現職の代表取締役副社長執行役員および取締役常務執行役員の全員についても、株主のみならず、お客さまをはじめ関係者のみなさまに多大なるご心配・ご迷惑をお掛けしたことを踏まえ、月額報酬の減額の措置をとっております。

加えて、中国電力ネットワーク株式会社が管理するお客さま情報の不正閲覧事案等の発生を踏まえ、関係役員の月額報酬の減額の措置をとっております。

したがって、ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第6号議案 取締役の解任の件

代表取締役社長、瀧本夏彦の解任

▼提案の内容

代表取締役社長、瀧本夏彦の解任をする。

▼提案の理由

当社は、関西電力と不正なカルテルを結び、関西電力は中部・九州とも同じ事を行っていたために、公正取引委員会から独占禁止法違反で、707億円余りの課徴金命令通知を受けました。また、「新電力」と呼ばれる小売事業者の11万件もの顧客情報を不正に閲覧していたことも明らかになりました。消費者や株主にも多大な損害を与えています。言語道断と言わざるをえません。

これらのことは、明確にコンプライアンス（法令遵守）違反です。当社の取締役は就任時、「コンプライアンス経営推進誓約書」に署名し、執務室に掲示していると聞きますが、形骸化していると言えませんが、

このような取締役のもとで電力料金の値上げ、原子力発電所の再稼働や新增設などで経営悪化を引き起こさせることは以ての外です。まずは説明責任を果たし、株主に損害を与えたことの責任を取るべきです。

特に、瀧本夏彦社長はカルテル事件発生時の責任者ですので、解任とすべきです。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、本年3月、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。このような事態を招いたことを極めて厳しく受け止め、その経営責任を踏まえた対応として、瀧本代表取締役社長執行役員は本株主総会終結の時をもって退任いたします。また、一連の不適切事案への対応等の重要課題に一定の道筋をつけるべく、取締役として忠実にその職務を遂行しており、解任を求められる事由はありません。

第7号議案 監査等委員である取締役4名の解任の件

監査等委員である取締役4名の解任

▼提案の内容

監査等委員である取締役4名の解任をする。

解任の監査等委員である取締役は次の通りである。

- 1、田村 典正（取締役）
- 2、野曾原 悦子（社外取締役）
- 3、小谷 典子（社外取締役）
- 4、久我 英一（社外取締役）

▼提案の理由

監査等委員会は、4名の取締役が行い取締役の職務の執行に関して監査するのです。今回のカルテル問題や新電力顧客情報の不正閲覧など、きちんとした対応がみられません。

また、経費がどのように使われているか、不合理な経費を指摘し、改善する重要な役割もあるのです。

会社経営は燃料費の高騰を受けて赤字の転落がおこり、電気料金を値上げしています。燃料費の高騰だけが値上げの原因ではありません。昨年の株主総会で建設仮勘定を回答されました。それに

よると、島根原発分約8,800億円、上関原発分約670億円で、合わせて1兆円近くになっています。

稼働や建設ができない原発に対して、いつまでも金をつぎ込み、赤字や負債を増やしていくことは健全な経営にはなりません。原発事故などにより住民に多大な犠牲や負担を負わせる可能性のある原発建設をやめるなど指摘しない監査等委員は、経営管理の役割を担っていません。よって、全員の解任を求めます。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

田村監査等委員、野曾原監査等委員、小谷監査等委員の各氏は、2021年4月の公正取引委員会の立入検査時まで独占禁止法違反の疑いに係る事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会および監査等委員会において、監査等委員として、業務執行全般に関しコンプライアンス・リスク管理の視点に基づいて注意喚起をしておりました。また、当該事実の判明後は、昨年6月に新たに就任した久我監査等委員を含め、取締役会および監査等委員会において、執行部による調査、原因分析・再発防止策等について監視するとともに、必要に応じて意見を述べるなど、その職責を適切に果たしております。

また、中国電力ネットワーク株式会社が管理するお客さま情報の不正閲覧事案やその他の不適切事案に対しても同様に、適切に対応しております。

加えて、原子力発電に対する支出等に関し、各監査等委員は、取締役会や経営会議において、その必要性や想定しうるリスク等を十分に議論したうえで合理的な経営判断がなされているかという観点から、厳正な監査に努めており、適宜、必要な意見を述べております。

したがって、各監査等委員に解任を求められる事由はありません。

以上

1. 中国電力グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

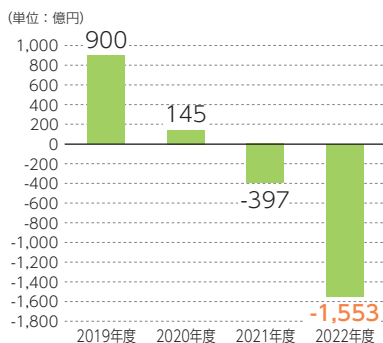
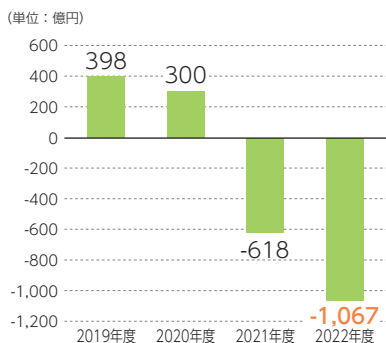
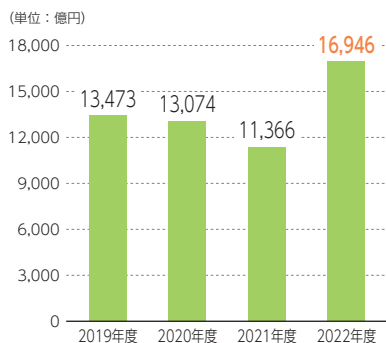
2022年度におけるわが国の経済情勢をみますと、ウクライナ情勢などを背景とした世界的な原材料価格の高騰や供給面の制約などの影響を受けたものの、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中で、個人消費や設備投資を中心に景気は緩やかに持ち直しました。当中国地方においても、ほぼ全国と同様の状況で推移しました。

このような中で、当年度の連結収支につきましては、売上高（営業収益）は、燃料価格上昇に伴う燃料費調整額の増加や電力市場価格等の上昇に伴う他社販売電力料の増加などから、1兆6,946億円と前年度に比べ5,579億円の増収となりました。

営業損益は、燃料価格上昇に伴う燃料費調整制度の期ずれ影響などから、688億円の損失となり、前年度に比べ81億円の減益となりました。

支払利息などの営業外損益を加えた経常損益は1,067億円の損失となり、前年度に比べ449億円の減益となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益は、湯水準備金を取り崩し、特別利益および特別損失を計上して、法人税などを控除した結果、1,553億円の純損失となり、前年度に比べ1,156億円の減益となりました。



(注) 2021年度以降の売上高、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益については、「収益認識に関する会計基準」等の適用および同会計基準を踏まえて改正された「電気事業会計規則」の適用により、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

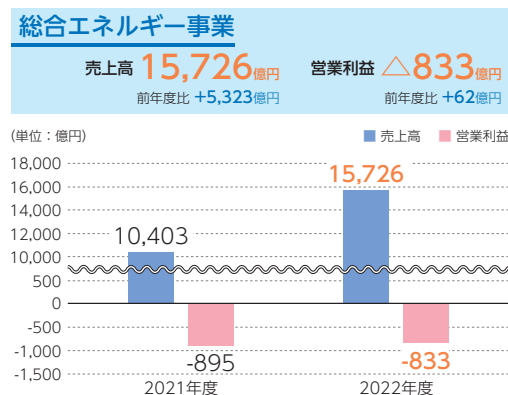
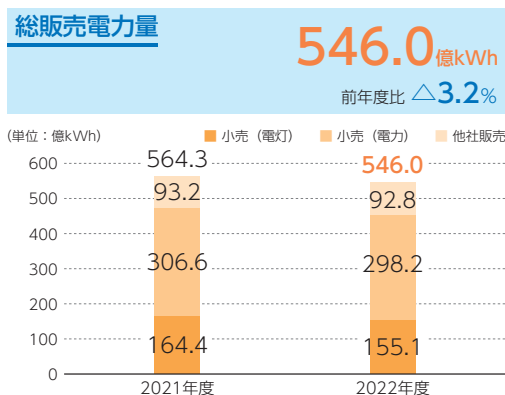
事業別の業績につきましては、次のとおりとなりました。

[総合エネルギー事業]

当年度の総販売電力量は、前年度に比べ3.2%減の546.0億kWhとなりました。この内訳をみますと、小売販売電力量（電灯）は、前年度に比べ5.7%減の155.1億kWh、小売販売電力量（電力）は、前年度に比べ2.7%減の298.2億kWh、他社販売電力量は、前年度に比べ0.5%減の92.8億kWhとなりました。

売上高（営業収益）は、燃料価格上昇に伴う燃料費調整額の増加や電力市場価格等の上昇に伴う他社販売電力料の増加などから、1兆5,726億円と前年度に比べ5,323億円の増収となりました。

営業損益は、燃料費調整制度の期ずれ影響などから、833億円の損失となりました。



(注) 総販売電力量は、中国電力の総販売電力量（インバランス・調整電源等に係る他社販売電力量等を含みません。）を記載しております。

[送配電事業]

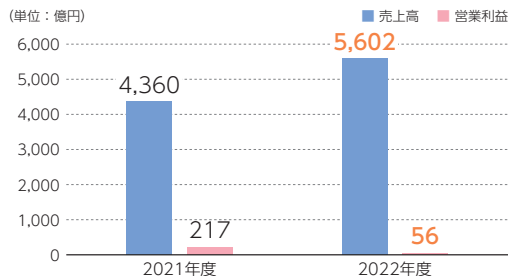
売上高（営業収益）は、再生可能エネルギーの買取義務量の増に伴う他社販売電力料の増加や最終保障供給料金の増加などから、5,602億円と前年度に比べ1,241億円の増収となりました。

営業利益は、基準接続託送収益の減少や需給調整に係る費用の増加などから、56億円と前年度に比べ160億円の減益となりました。

送配電事業

売上高 **5,602**億円
前年度比 **+1,241**億円

営業利益 **56**億円
前年度比 **△160**億円



[情報通信事業]

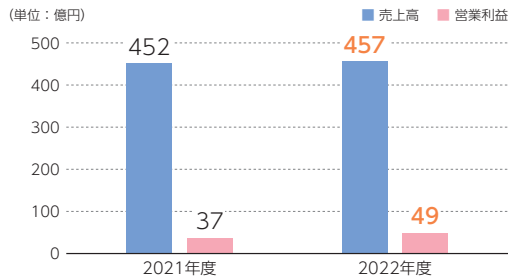
売上高（営業収益）は、電気通信関係事業収入が増加したことなどから、457億円と前年度に比べ4億円の増収となりました。

営業利益は49億円となり、前年度に比べ11億円の増益となりました。

情報通信事業

売上高 **457**億円
前年度比 **+4**億円

営業利益 **49**億円
前年度比 **+11**億円



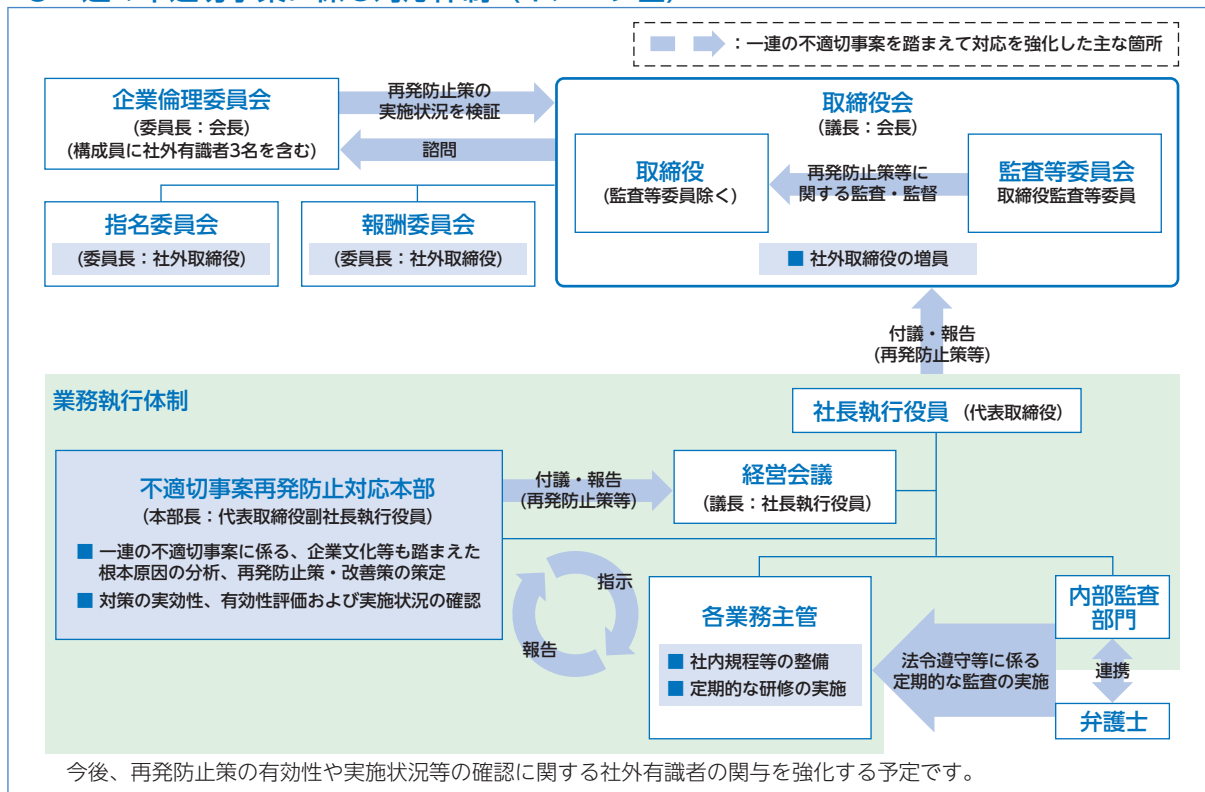
(2) 対処すべき課題

◎一連の不適切事案を踏まえた再発防止に向けた取り組み

当社グループは、公正取引委員会からの独占禁止法に基づく排除措置命令・課徴金納付命令の受領をはじめとする一連の不適切事案の発生を厳粛に受け止め、本年3月、一連の不適切事案に係る根本原因を分析し、再発防止策の策定、実施状況の確認などを統括する組織として「不適切事案再発防止対応本部」(本部長：代表取締役副社長執行役員)を設置しました。

同対応本部を中心に、法令遵守の徹底、ガバナンス・内部統制システムの改善等、全社横断的な再発防止策を策定し、全社を挙げて着実に実行することで、同様の事象を二度と発生させることのないよう、取り組んでまいります。

●一連の不適切事案に係る対応体制 (イメージ図)



●各事案の概要および主な再発防止策（2023年5月23日現在）

事案	独占禁止法違反疑い	中国電力ネットワーク株式会社（以下「中国電力ネットワーク」という。）が管理するお客さま情報の不正閲覧	卸電力市場への入札等に係る不適切な対応
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・本年3月、特別高圧電力および高圧電力の供給に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令（課徴金額707億1,586万円）を受領しました。 ・当社は、本事案への深い反省のもと、全社を挙げて再発防止と早期の信頼回復に努めております。なお、各命令の内容には、事実認定と法解釈において当社と同委員会との間で一部に見解の相違があることから、各命令に対する取消訴訟を提起することとしております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本年4月、当社の社員による中国電力ネットワークが管理するお客さま情報の不正閲覧に関して、当社は電力・ガス取引監視等委員会（以下「監視等委員会」という。）から業務改善勧告を、中国電力ネットワークは経済産業大臣から業務改善命令を受領しました。 ・当社および中国電力ネットワークは、本事案について、行為規制および個人情報保護の観点から不適切な対応であったと重く受け止めております。 ・本年5月、当社は監視等委員会に、中国電力ネットワークは経済産業大臣に対し再発防止策等を提出しました。今後、同様の事案を発生させないよう再発防止に努めてまいります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本年3月、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場を介して実施している電力の売買取引に係る発電所情報の公表等に関して、一部不適切な対応があったなどとして、監視等委員会から業務改善勧告を受領しました。 ・当社は、卸電力市場における公正かつ有効な競争の観点から、発電所情報の適時公表を行っていなかったことを重く受け止めております。 ・本年4月、当社は、監視等委員会に対し再発防止策等を提出しました。今後、国の指針に基づき適切な発電所情報の公表を確実に実施していくとともに、入札に係る不適切行為が発生しないよう努めてまいります。
主な再発防止策	<p>【社外取締役による経営の客観性・透明性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社外取締役の増員 ・指名委員会および報酬委員会の委員長を社外取締役より選任 <p>【一般送配電事業者としての法令等遵守の確実化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国電力ネットワーク内に、法令等遵守の取り組みについて総合的に検証を行う会議体「法令遵守検討会議」を新設 <p>【社内規程等の整備および研修の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争法遵守、行為規制等に関する規程・マニュアル類の整備および定期的な研修の実施 <p>【遵守状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守等に係る定期的な監査の実施 ・企業倫理委員会による再発防止策実施状況の検証 ・各システムにおける新電力等のお客さま情報のマスキング状況の定期的な確認 <p>【システム対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正閲覧の主な原因となった中国電力ネットワークと当社間で共用しているシステムの物理的な分割の実施 		

上記のほか、電気料金メニューに係る当社ウェブサイト等の一部記載について、景品表示法に違反している疑いがあるとして、本年1月に消費者庁の委託を受けた公正取引委員会の調査が開始され、当社はこの調査に全面的に協力しております。

◎グループ経営ビジョン「エネルギーチェンジ2030」の実現に向けた取り組み

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、世界的な脱炭素化に向けた潮流加速への対応や、揺れ動く国際情勢のもとでエネルギーの安定供給確保が課題となるなど、電気事業をはじめとする当社グループを取り巻く環境は大きく変化しています。

燃料価格や卸電力取引市場価格の高騰等により当年度の連結経常利益は過去最大の赤字となり、また連結自己資本比率も低下するなど、非常に厳しい経営状況にあります。足元では業績および財務基盤の回復に最大限注力しつつ、その先にある2030年度をターゲットとするグループ経営ビジョン「エネルギーチェンジ2030」（以下「ビジョン」という。）の実現に向けて、以下の諸課題に取り組んでまいります。

【エネルギー事業を中心とした既存事業の強化・進化】

当社グループの使命である電力の安定供給を今後も果たしていくため、電気料金の見直しを実施させていただくこととしました。当社は、見直し後の料金に織り込んだ経営効率化を着実に実施していくとともに、利益の安定化を目指し、大型電源の安定稼働や、燃料価格や卸電力取引市場価格の変動リスクの低減に向けた対応等を進めてまいります。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを推進するため、新たに「中国電力グループカーボンニュートラル戦略基本方針」（詳細は32ページのとおり）を策定し、2030年度までに小売事業および発電事業におけるCO₂排出量半減（2013年度比）をはじめとする目標の達成に向けて取り組みを進めております。こうした方針・目標のもと、当社グループは、S+3E（安全性、安定供給、経済性、環境への適合）を同時達成する電源構成の実現を目指しながら、脱炭素化と競争力強化に向けて積極的に取り組んでまいります。

●原子力発電所の再稼働・運転開始および開発に向けた取り組み

原子力発電は、安定供給、経済性、環境への適合の観点から重要な役割を担うベースロード電源であり、また、確立した脱炭素技術としても、一定比率を維持していく必要があると考えております。

島根原子力発電所においては、地震・津波対策などの設備面の安全対策の着実な実施のほか、原子力災害発生時に備えた訓練等の継続的な実施や関係自治体との連携強化など、原子力防災対策にも積極的に取り組み、更なる安全性を不断に追求してまいります。

島根2号機については、原子力規制委員会より原子炉設置変更許可を受領しており、また新規規制基準に係る安全対策に関して、昨年2月に松江市から、同年6月には島根県からそれぞれ安全協定に基づく事前了解の回答をいただくなど、すべての関係自治体から回答をいただきました。

引き続き、新規制基準への適合性審査に適切に対応していくとともに、地域のみなさまからご理解を得られるよう丁寧な説明を行いながら、島根2号機・3号機の早期の再稼働・運転開始に向け、最大限取り組んでまいります。

加えて、将来にわたっての重要な電源として新規原子力発電所の開発も必要であると考えており、上関原子力発電所の開発に引き続き取り組んでまいります。

●火力発電の脱炭素化に向けた取り組み

当社は、昨年11月、経済的に利用可能な最良の技術（BAT）である超々臨界圧（USC）を採用し、バイオマス燃料との混焼により環境性にも配慮した電源である三隅発電所2号機の営業運転を開始しました。また、同機の運転開始を踏まえ、非効率な経年火力発電所4基の廃止を決定しました。

加えて、当社は、「火力発電のトランジション計画」（詳細は33ページのとおり）のもと、水素・アンモニア発電について、経済的・技術的な課題等の解決後に遅滞なく導入できるように、2030年までに実装準備を進めていくとともに、「大崎クールジェンプロジェクト」による石炭火力発電の高効率化、CO₂分離・回収技術の開発およびカーボンリサイクルなどの脱炭素化に向けた研究・開発にも取り組んでまいります。

（注）廃止を決定した経年火力発電所4基のうち、下松3号機は本年1月に、水島2号機は本年4月に廃止済み。残る下関1号機・2号機の2基は2024年1月に廃止予定。



三隅発電所全景

●お客さまニーズに合わせたエネルギーサービスの展開

当社グループでは、再生可能エネルギーを活用した電気料金メニューや、太陽光発電PPA（電力購入契約）サービス等の提供のほか、本年3月には、省エネ・CO₂削減コンサルティングのサービス提供を開始するなど、カーボンニュートラル実現に向けたお客さまの取り組みをサポートするための脱炭素ソリューションの提供や新たなサービスの開発を進めております。

当社グループは、引き続き、更なるサービスの開発・向上に取り組むことで収益拡大を図るとともに、脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

（注）省エネ・CO₂削減コンサルティング＝エネルギー使用の現状把握・分析から脱炭素化施策の実行に至る計画（ロードマップ）策定までをパッケージ化して提供するサービス。



省エネ・CO₂削減コンサルティングの様子

●電力の安定供給の確保

当社グループは、設備保全の高度化・合理化やレジリエンス（災害に対する強靱性および回復能力）強化の観点から、最新のDX技術を積極的に活用しながら、設備の計画的かつ確実な点検・補修、更新工事などを行うとともに、業務品質の維持・向上に向け、実践的な訓練や点検作業を通じ、保有する技術・技能の向上と着実な継承に努めてまいります。

また、災害時に迅速かつ円滑に災害対応を実施するため、引き続き、社外関係機関や自治体等との連携強化に努めてまいります。



海上自衛隊との連携訓練の様子
（多用途支援艦による車両搭載作業）

【更なる成長に向けた新たな事業への挑戦】

当社グループは、多様化する社会の変化から可能性を見つけ出し、新たな事業領域の開拓に挑戦してまいります。

●海外事業の領域拡大に向けた取り組み

当社グループは、海外事業を利益の一角を担える事業にしていくため、これまで培ってきた電気事業の知見を活用し、海外事業への出資参画を進め、収益力の強化に取り組んでおります。

引き続き、再生可能エネルギーを中心に発電事業の発掘・獲得を進めるとともに、ネットワーク・小売事業や電力周辺事業に加え、新たなエネルギービジネスに積極的に対応し、事業領域を拡大してまいります。

●再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取り組み

再生可能エネルギーを地球環境問題への対応だけでなく成長領域の一つと位置づけ、ビジョンで掲げる目標達成に向け、水力や風力等の導入に積極的に取り組んでおります。2023年度内には新規導入量の目標である約30万kWを達成できるペースで増加しており、引き続き最大限の導入および活用の拡大に取り組めます。再生可能エネルギーの導入が進むにつれ、調整力の重要性も増すことから、今後は「再生可能エネルギーの導入拡大」と「調整力確保」を両輪として取り組んでまいります。

●エネルギー創造ラボの取り組み

エネルギー創造ラボでは、「地域の未来の創造」と「電気の未来の創造」をコンセプトに掲げ、カーボンニュートラル、DX、SDGsをテーマにベンチャー企業等の先進的な製品・サービスを地域に展開することで、新たな収益源とするとともに地域の課題解決に貢献してまいります。

本年3月末時点で16件（ファンドを含む。）の投資を行っており、今後も多様なサービス展開を推進するため、早期成長が見込めるベンチャー企業への投資を行い、新たな利益の創出を目指してまいります。

また、再生可能エネルギーや蓄電池、EV等を活用した新たなエネルギーサービスの開発に向けて、先進技術を有するベンチャー企業等との連携や実証実験等に取り組み、サービスメニューを順次拡大してまいります。

【多様な人材が活躍できる更なる環境づくり】

ビジョンにおけるミッション「すべての人が持ち場で輝く」の実現に向けて、新たに「多様な人材の活躍推進方針」を策定しました。

この方針において、「企業理念」および「エネルギーグループ企業行動憲章」に基づき、社員一人ひとりの「自律性」とその力を結集した組織としての「多様性」の更なる推進とともに、個人が組織の中で臆することなく自身の強みを発揮できるよう、個人と組織の「関係性」向上に取り組み、個人の成長と組織の成長のベクトルを合わせていくことを明確にしております。

グループが一体となって、この方針を踏まえた人材マネジメントを実行し、その進捗の定量的把握と継続的改善を通じて、個人と組織が持続的に成長する企業文化を醸成するよう取り組んでまいります。

また、人権を取り巻く社会情勢が大きく変化している中、グローバルスタンダードな人権尊重の考え方に沿って、より幅広く人権尊重の取り組みを推し進めるべく、新たに「中国電力グループ人権方針」を策定しました。この方針のもと、人権の尊重に留意し業務に取り組んでまいります。

【ESG経営の推進】

昨今、サステナビリティに関する取り組みの重要性が高まる中、当社グループは、持続可能な社会の実現に向けた貢献を自らの使命とし、「エネルギーグループ企業行動憲章」にもその旨を明記のうえ、ESGを重視した経営を推進しております。

世界的な課題でもある2050年カーボンニュートラル実現に向け、脱炭素電源への設備投資等を進めていくため、昨年9月には、段階的な脱炭素移行（トランジション）への活用を資金使途とするトランジション・リンク・ハイブリッド・ローンによる資金調達を実施するなど、ESGファイナンスの活用も進めております。

当社グループにおけるESGの取り組みをステークホルダーのみなさまに分かりやすくお伝えするため、引き続き、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）等の主要なフレームワークに対応するとともに、価値創造の担い手である人材に関する取り組みなど、ESG情報の開示の充実に取り組んでまいります。

当社グループは、株主のみなさま、お客さま、地域のみなさまからの信頼と業績の回復に向けて全力で取り組むとともに、企業価値向上と持続的成長の実現にも努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ENERGIA CHANGE 2030

ENERGIAの実現に向けた企業変革

こえる、つながる、ひろげる

ミッション

エネルギーは使命

グループが持つ技術と経験を活かし、安定したエネルギーのお届けと地球環境問題への貢献を両立します

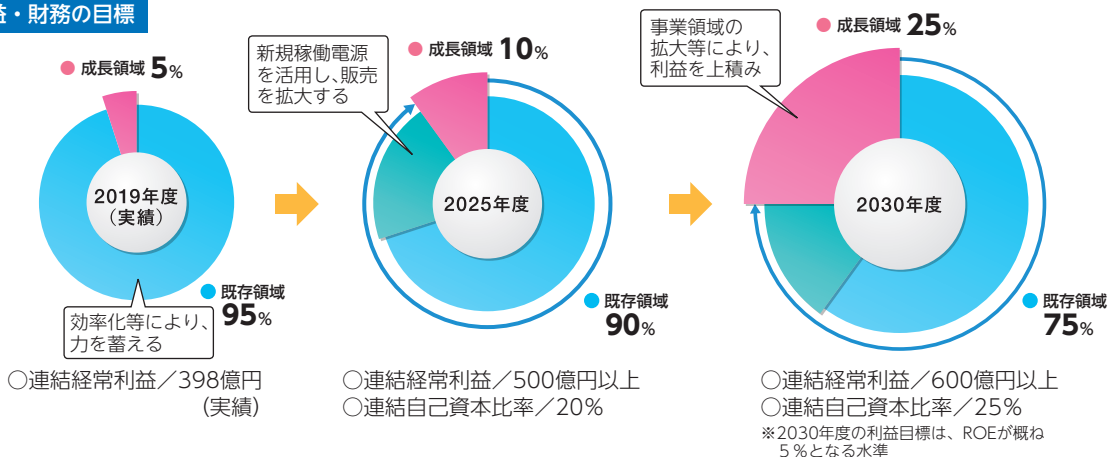
新たな事業に挑戦

多様化する社会の変化から可能性を見つけ出し、新たな事業領域の開拓に挑戦します

すべての人が持ち場で輝く

多様な人材の活躍を進め、魅力ある企業グループを目指します

利益・財務の目標



非財務の目標

- 再生可能エネルギー新規導入量 2030年度 30～70kW
- 多様な人材が活躍できる更なる環境づくり

中国電力グループ カーボンニュートラル戦略基本方針

方針

「2050年カーボンニュートラル」に挑戦します

- ◆ エネルギーの脱炭素化を進めます。
- ◆ カーボンニュートラルへの挑戦を通じて、地域の発展に貢献します。
- ◆ カーボンニュートラルに資する技術開発を進めます。

目標

エネルギーの脱炭素化

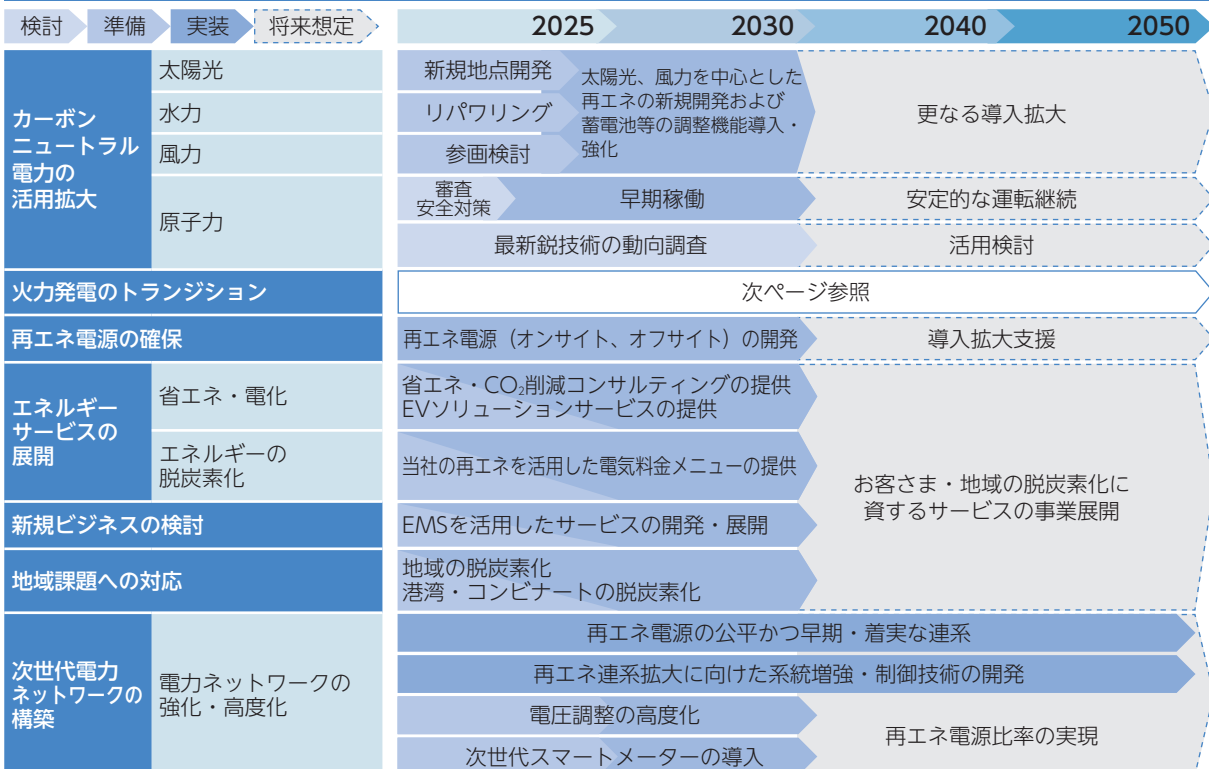
CO ₂ 排出量	小売事業と発電事業ともに、 2030年度 CO₂排出量半減 (2013年度比)
CO ₂ 排出係数	「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」に基づく 国全体の排出係数実現 に向けて挑戦する*

*本目標は、ELCS（電気事業低炭素社会協議会）における目標であり、国が掲げる▲46%目標（2013年度比）に向け、需給両面における様々な課題の克服を想定した場合の見通し。この見通しが実現した場合の国全体での排出係数は、0.25kg-CO₂/kWh程度(使用端)

お客さま・地域の脱炭素化

お客さま・地域	お客さま・地域の 脱炭素化に資するサービスの開発と事業展開
---------	--------------------------------------

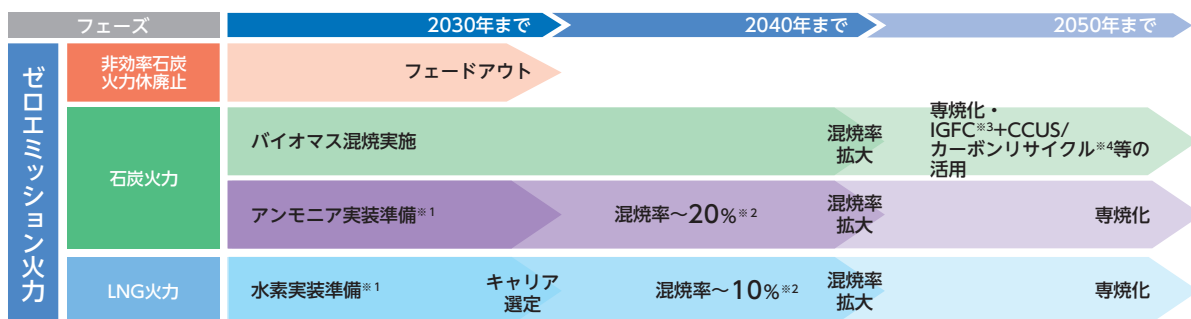
重点施策



(注) 現時点において、実用化に向けた技術開発の進展が期待できる上記の施策に重点的に取り組む。今後の技術開発動向等を踏まえ、各重点施策の評価・見直しを適宜行う。

■ 火力発電のトランジション計画

- カーボンニュートラル実現に向けて、S+3Eを前提に、設備更新時期や技術開発動向等を踏まえ、バイオマス発電や水素・アンモニア発電、IGFC+CCUS/カーボンリサイクル等、新技術の導入・開発等に取り組みます。
- 水素・アンモニア発電については、第6次エネルギー基本計画を踏まえ、2030年代のLNG火力への水素10%混焼・石炭火力へのアンモニア20%混焼の実現に向けて検討を加速させるとともに、経済的・技術的な課題等の解決後に遅滞なく導入できるよう、2030年までに実装準備を進めていきます。



※1 諸条件が整った段階で、本格運用に向けた対応を進める。

※2 混焼率は熱量ベースで記載。

※3 石炭ガス化燃料電池複合発電。

※4 分離・回収したCO₂を再利用したり、地中へ貯留する技術。

(注) 現時点において、実用化に向けた技術開発の進展が期待できる上記の施策に重点的に取り組む。今後の技術開発動向等を踏まえ、施策の評価・見直しを適宜行う。

ご参考 TCFD提言に基づく情報開示

(中国電力グループ統合報告書2022
[2022年10月28日発行] より内容抜粋)



当社は、2019年6月に「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD^{※5})」提言への賛同署名を行い、気候変動に関する情報開示の更なる充実を推進しています。

※5 Task Force on Climate-related Financial Disclosuresの略。自主的で一貫性のある気候関連財務情報開示方法を開発することを目的として、金融安定理事会 (FSB) が設立したタスクフォースであり、提言の中で気候関連のリスク・機会に関する情報開示のフレームワークを示している。

[前提とするシナリオ]

当社は、気候変動に関するリスク・機会を評価するにあたって、IEA (国際エネルギー機関) 等の公表データを参照し、「1.5℃シナリオ (2050年ネットゼロシナリオ)」と「4℃シナリオ」を設定しました。

[気候変動に関するリスク・機会]

前述のシナリオを前提に、次ページのとおりリスク・機会を認識しています。

事業環境の変化 (当社事業への主な影響要因)		当社グループの リスク・機会	時間軸		事業への 影響度大 ※1	リスク・機会に対する 当社グループの施策	
			2030年 (中期)	2050年 (長期)			
1.5℃ シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 温室効果ガス排出規制強化(省エネ法、高度化法、カーボンライシグ等) 	移行リスク (政策)	<ul style="list-style-type: none"> ◆規制強化に伴うコスト増 ① ◆化石電源の競争力・利用率の低下による収益減 ◆お客様の離脱増による販売電力量減 	●	●	●	【電源の脱炭素化】 ▶再生可能エネルギーの導入拡大 【指標と目標A】 ・水力・太陽光・風力の更なる導入拡大 ・バイオマス発電事業の取り組み ▶安全確保を大前提とした原子力発電の活用 【指標と目標B】 ・島根2号機・3号機の早期稼働に向けた取り組み ・更なる安全性向上を目指した諸施策の展開 ・上関地点の開発 ▶火力発電の高効率化・脱炭素化 【指標と目標C】 ・非効率石炭火力フェードアウト ・最新鋭の三隅2号機運転、バイオマス混焼拡大 ・大崎クールジェンプロジェクトの推進 ・水素・アンモニア発電の検討、実装準備 【海外事業の拡大】 ▶再生可能エネルギー案件に重点を置いた事業拡大
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 非化石電源二重の高まり ✓ 火力発電の高効率化・脱炭素二重の高まり ✓ 脱炭素技術への投資拡大 	機会 (エネルギー源)	<ul style="list-style-type: none"> ◆水力・太陽光・風力の積極的な導入 ◆安全を大前提とした原子力の活用 ② ◆原子力の最新鋭技術の検討・活用 ◆高効率石炭火力・バイオマス発電の活用 ◆脱炭素電源の活用(水素・アンモニア発電、IGFC+CCUS/カーボンリサイクル等) ◆海外事業(再生可能エネルギー案件)の拡大 	●	●	●	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 技術進展に伴う再生可能エネルギーの導入加速 	移行リスク (技術)	<ul style="list-style-type: none"> ◆系統対策費用増 	●	●	●	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社会の脱炭素志向の高まり ✓ 脱炭素のための電化推進 ✓ お客様の事業活動における省エネ・脱炭素二重の高まり 	移行リスク (評判・市場)	<ul style="list-style-type: none"> ◆脱炭素化の取り組みが不十分と判断された場合、信頼・企業イメージの低下による市場シェア・資金調達への影響 	●	●	●	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 電化、DR^{*2}、太陽光PPA^{*3}等の推進 ◆カーボンリサイクル技術の開発(CO₂-TriCOM、CO₂-SUICOM、Gas-to-Lipids)^{*4} 	機会 (市場)	<ul style="list-style-type: none"> ◆電化、DR^{*2}、太陽光PPA^{*3}等の推進 ◆カーボンリサイクル技術の開発(CO₂-TriCOM、CO₂-SUICOM、Gas-to-Lipids)^{*4} 	●	●	●	
4℃ シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自然災害(豪雨、台風等)の激甚化 	物理リスク (急性)	<ul style="list-style-type: none"> ◆設備被害に伴う復旧・対応費用増 ③ ◆レジリエンス対策(災害に備えた設備対策、早期復旧のための連携体制の構築)による費用増 	●	●	●	【レジリエンス強化】 ▶水力設備(ダム等)の安全性確認 ▶変電所、通信局舎等の浸水対策(既設機器の高上げ、建屋の水密化等) ▶移動用変電所の配備数増 【水資源の有効利用】 ▶出水率の低下(水力発電量の低下)に対する施策の着実な実施
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 降水パターンの変化 	物理リスク (急性)	<ul style="list-style-type: none"> ◆出水率の低下(水力発電量の低下) ④ 	●	●	●	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 平均気温上昇、海面上昇 	物理リスク (慢性)	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業活動への悪影響 	●	●	●	

※1 当社の事業への影響度を現時点で評価するとともに、取り組むべき優先度も考慮したうえで抽出。

なお、この影響評価は確定的なものではなく、今後の国の政策やエネルギー情勢等の外部環境変化により変動する。

※2 デマンドレスポンスの略。需要家のエネルギーリソースの保有者もしくは第三者が、そのエネルギーリソースを制御することで、電力需要パターンを変化させること。

※3 Power Purchase Agreement (=電力購入契約)の略。

※4 CO₂固定化技術を利用した土木材料、コンクリートを活用する技術(CO₂-TriCOM、CO₂-SUICOM) およびCO₂からバイオプロセスにより高付加価値の脂質を生産する技術(Gas-to-Lipids)。

【気候変動関連リスク・機会の主な財務影響^{※5}】

※5 将来の財務影響に係る指標として実績額を記載。

① 規制強化に伴うコスト増	② 安全を大前提とした原子力の活用	③ 設備被害に伴う復旧・対応費用増	④ 出水率の低下(水力発電量の低下)
非化石証書を追加調達した場合の影響額 (2021年度非化石価値取引市場 平均約定価格) 1 億kWhあたり 0.6億円	島根2号機の稼働による原料費への影響額 (2021年度実績) 設備利用率1%あたり 7億円	豪雨災害被害額 (2018年7月 豪雨災害影響) 37億円	出水減に伴う原料費への影響額 (2021年度実績) 出水率1%あたり 3億円

[指標と目標]

供給面における脱炭素化、需要面における更なる省エネの深掘りや電化に向けた取り組みなど、需給両面から最大限の取り組みを進めることで、「2050年カーボンニュートラル」に向けたメルクマールとして2030年度までに小売電気事業におけるCO₂排出量半減（2013年度比）を目指します。

指標	目標
CO ₂ 排出量の削減	<p>◆ 「2050年カーボンニュートラル」への挑戦</p> <p>◆ 2030年度までに小売電気事業におけるCO₂排出量半減（2013年度比）</p> <p>小売電気事業におけるCO₂排出量の推移（万t-CO₂）</p> <p>[] : CO₂排出係数（kg-CO₂/kWh）</p> <p>2013年度 2021年度 2030年度 2050年度</p>
再生可能エネルギーの導入拡大	<p>◆ 2020年度から2030年度までに新規導入量30万～70万kW</p> <p>◆ 2050年度に向けて導入量の最大限拡大</p> <p>再生可能エネルギー導入量の推移（累計）</p> <p>2019年度 2021年度 2030年度 2050年度</p>
安全確保を大前提とした原子力発電の活用	<p>◆ 安全確保を大前提とした早期稼働・安定的な運転継続</p> <p>原子力によるCO₂排出抑制効果（累計）*</p> <p>*当社2020年度排出係数実績（0.521kg-CO₂/kWh）の電源の代替として評価</p> <p>2021年度 島根2号 島根3号 上関1、2号</p>
火力発電の効率化・脱炭素化	<p>◆ 2050年までの脱炭素化に向けて、あらゆる選択肢を追求</p> <p>◆ 2030年までに水素・アンモニア発電の実装準備</p> <p>▷ 非効率石炭火力のフェードアウト</p> <p>▷ バイオマス発電の混焼率拡大、専焼化、IGFC+CCUS/カーボンリサイクル等の活用</p> <p>▷ 水素・アンモニア発電の混焼率拡大、専焼化</p> <p>・ 2030年代の水素10%混焼、アンモニア20%混焼の実現に向けて検討を加速</p>
お客さまの脱炭素化ニーズにお応えするソリューション提案	<p>◆ 2030年度 エコキュート普及台数90万台以上、電化住宅契約口数100万口以上</p> <p>◆ 再生可能エネルギーを活用した取り組み（太陽光PPA等）の展開</p> <p>エコキュート普及台数（累計）</p> <p>電化住宅契約口数（累計）</p> <p>2021年度 2030年度 2021年度 2030年度</p>

(3) 設備投資の状況

①設備投資額

事業区分	金額(億円)
総合エネルギー事業	1,386
送配電事業	615
情報通信事業	69
その他	46
調整額	△35
合計	2,081

②完成した主な設備および工事中の主な設備(発電設備)

区分	名称	出力(万kW)	備考
完成	(火力) 三隅発電所2号機	100.0	石炭、木質バイオマス
工事中	(原子力) 島根原子力発電所3号機	137.3	

③廃止した主な設備(発電設備)

名称	出力(万kW)	備考
(火力) 下松発電所3号機	70.0	石油

(注) 上記のほか、2023年4月に水島発電所2号機を廃止しました。また、2024年1月に下関発電所1号機・2号機の2基を廃止することとしております。

(4) 資金調達の状況

①社債 発行額 1,596億円 償還額 400億円

②借入金 借入額 9,666億円 返済額 7,464億円

③コマーシャル・ペーパー 発行額 6,820億円 償還額 5,510億円

(注) 上記②の借入金の借入額には、2022年9月29日に実行したトランジション・リンク・ハイブリッド・ローンによる資金調達総額1,000億円を含んでおります。

(5) 財産および損益の状況

区分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(当年度)
売上高(億円)	13,473	13,074	11,366	16,946
経常利益(億円)	398	300	△618	△1,067
親会社株主に帰属する当期純利益(億円)	900	145	△397	△1,553
1株当たり当期純利益(円)	258.59	40.42	△110.21	△431.30
総資産(億円)	32,653	33,851	35,669	40,400

(注) 2021年度以降の財産および損益の状況については、「収益認識に関する会計基準」等の適用および同会計基準を踏まえて改正された「電気事業会計規則」の適用により、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
総合エネルギー事業	発電事業、電力販売事業、燃料販売事業、熱供給事業
送配電事業	一般送配電事業
情報通信事業	電気通信事業、情報処理事業

(7) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	議決権の 所有割合(%)	主要な事業内容	
総合 エネルギー 事業	株式会社エネルギー・ソリューション・アンド・サービス	4,653	100.00	燃料販売事業、電気事業、電気・熱エネルギー供給事業、電気給湯機等販売・リース業
	エネルギー・パワー山口株式会社	2,000	100.00	火力発電事業
	Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.	百万豪ドル 60	100.00	エネルギー資源の開発・採掘・加工業
送配電 事業	中国電力ネットワーク株式会社	20,000	100.00	一般送配電事業、離島における発電事業
	株式会社電力サポート中国	65	100.00	架空線設計・共架管理・電柱敷地管理・契約異動処理等の受託、電力機材・用品販売事業
情報通信 事業	株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	6,000	100.00	電気通信事業、情報処理事業
その他	中電プラント株式会社	200	100.00	電力設備工事業
	株式会社エネルギーL&Bパートナーズ	104	100.00	不動産・ビル管理業、リース・保険代理業、温浴事業
	株式会社エネルギー・ビジネスサービス	100	100.00	経理・労務・資材業務等の受託
	中電技術コンサルタント株式会社	100	100.00	建設コンサルタント業
	中電工業株式会社	77	100.00	建築・塗装工事業、不動産賃貸業
	中電環境テクノス株式会社	50	100.00	発電所諸装置運転・管理業
	中国計器工業株式会社	30	100.00	電力量計修理業、電気工事・電気通信工事業
	株式会社アドプレックス	30	99.97	印刷・広告業
	テンパール工業株式会社	150	58.08	電気機械器具製造業
中国高圧コンクリート工業株式会社	150	50.10	コンクリート製品製造・販売事業、土木・基礎工事業、石炭灰リサイクル事業	

- (注) 1. 議決権の所有割合には、間接所有分を含んでおります。
2. 当社は、2023年1月18日付でエア・ウォーター&エネルギー・パワー山口株式会社の全株式を取得し、同社は、当社の連結子会社となりました。また、同社は、同日付で商号をエネルギー・パワー山口株式会社に変更しました。
3. 2023年7月1日付で、株式会社エネルギー・コミュニケーションズは、商号を株式会社エネコムに変更する予定です。

当社の連結子会社は上記の会社を含め22社、持分法適用会社は21社であります。

(8) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

①当社の主要な事業所

- a. 本店(広島県広島市)
- b. 支社 鳥取(鳥取県鳥取市)、島根(島根県松江市)、岡山(岡山県岡山市)、山口(山口県山口市)、東京(東京都千代田区)
- c. 主要な発電所

区 分	発 電 所 名 (所在県名)
水 力 (出力3万kW以上)	俣野川(鳥取県)、潮(島根県)、新成羽川(岡山県)、可部、南原、滝山川(以上広島県)
火 力 (出力20万kW以上)	三隅(島根県)、水島、玉島(以上岡山県)、大崎(広島県)、柳井、新小野田、下関(以上山口県)
原子力	島根原子力(島根県)
太陽光	福山太陽光(広島県)、宇部太陽光(山口県)

②重要な子会社の主要な事業所

	会 社 名	本 店 所 在 地
総 合 エ ネ ル ギ ー 事 業	株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス	広島県広島市
	エネルギア・パワー山口株式会社	山口県防府市
	Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.	オーストラリア
送 配 電 事 業	中国電力ネットワーク株式会社	広島県広島市
	株式会社電力サポート中国	
情 報 通 信 事 業	株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	広島県広島市
そ の 他	中電プラント株式会社	広島県広島市
	株式会社エネルギア L & B パートナーズ	
	株式会社エネルギア・ビジネスサービス	
	中電技術コンサルタント株式会社	
	中電工業株式会社	広島県安芸郡府中町
	中電環境テクノス株式会社	
	中国計器工業株式会社	
	株式会社アドプレックス	
テンパール工業株式会社	広島県広島市	
中国高圧コンクリート工業株式会社		

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

事業区分	従業員数 (名)	前年度末比増減 (名)
総合エネルギー事業	3,904	11減
送配電事業	4,641	88減
情報通信事業	974	2増
その他の	3,366	33増
合計	12,885	64減

(注) 従業員数は、就業人員数を記載しております。

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (億円)
株式会社日本政策投資銀行	3,569
株式会社みずほ銀行	1,660
三井住友信託銀行株式会社	1,366
株式会社三菱UFJ銀行	1,050
株式会社三井住友銀行	908

2. 当社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10億株
- (2) 発行済株式の総数 3億8,715万4,692株
- (3) 株主数 13万7,052名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	41,310	11.5
山口県	34,005	9.4
日本生命保険相互会社	14,818	4.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	12,143	3.4
中国電力株式投資会	7,429	2.1
株式会社広島銀行	5,842	1.6
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	3,998	1.1
JP MORGAN CHASE BANK 385781	3,965	1.1
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,168	0.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・山口銀行口)	2,670	0.7

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式2,663万7,209株を控除して計算しております。

3. 当社の役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況等
清水希茂	代表取締役会長	一般社団法人中国経済連合会会長
瀧本夏彦	代表取締役社長執行役員	
芦谷茂	代表取締役副社長執行役員	電源事業本部長
高場敏雄	代表取締役副社長執行役員	企業再生担当、人材育成担当、調達本部長、原子力強化プロジェクト長、株式会社中電工社外監査役
北野立夫	取締役常務執行役員	電源事業本部副本部長、電源事業本部島根原子力本部長
船木徹	取締役常務執行役員	経営企画部門長
古瀬誠	社外取締役	
田村典正	取締役監査等委員(常勤)	広島ガス株式会社社外取締役
野曾原悦子	社外取締役監査等委員	弁護士
小谷典子	社外取締役監査等委員	
久我英一	社外取締役監査等委員	

(注) 1. 当年度中の取締役の異動 (2022年6月28日異動)

- (1) 第98回定時株主総会において、船木徹、久我英一の両氏は、それぞれ取締役に新たに選任され就任いたしました。
 - (2) 清水希茂氏は代表取締役会長に、瀧本夏彦氏は代表取締役社長執行役員に、高場敏雄氏は代表取締役副社長執行役員にそれぞれ就任いたしました。
 - (3) 代表取締役会長刈田知英、代表取締役副社長執行役員重藤隆文、社外取締役(監査等委員)内山田邦夫の3氏は、任期満了によりそれぞれ取締役を退任いたしました。
2. 社外取締役古瀬誠・野曾原悦子・小谷典子・久我英一の4氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者による重要な会議への出席、業務執行部門からの日常的な情報収集、内部監査部門等との緊密な連携により、監査の実効性を確保するためであります。
4. 取締役(監査等委員)田村典正氏は、長年にわたり当社経理部門に在籍し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 取締役を兼務しない役付執行役員は、次のとおりであります。

氏名	地位	担当
長谷川 千 晃	常務執行役員	電源事業本部島根原子力本部副本部長
皆 本 恭 介	常務執行役員	地域共創本部長
天 野 浩 一	常務執行役員	島根支社長 兼. 電源事業本部島根原子力本部副本部長
前 田 耕 一	常務執行役員	国際事業部門長
中 川 賢 剛	常務執行役員	需給・トレーディング部門長
大瀬戸 聡	常務執行役員	電源事業本部副本部長、上関原子力立地プロジェクト長、 管財部門長
藪 根 剛	常務執行役員	鳥取支社長 兼. 電源事業本部島根原子力本部副本部長
中 村 公 俊	常務執行役員	調達本部（経理）部長
小 寺 洋 一	常務執行役員	経営企画部門（経営企画）部長 兼. カーボンニュートラル推進本部（エネルギー政策対応）部長
大 元 宏 朗	常務執行役員	電源事業本部副本部長、カーボンニュートラル推進本部長
棚 田 健 司	常務執行役員	販売事業本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である古瀬誠、田村典正、野曾原悦子、小谷典子、久我英一の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、取締役、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約により、被保険者が当社の取締役等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為や、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は填補対象外とすることにより、取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の報酬決定に関する方針・手続

当社は、報酬委員会への諮問を経て、取締役会において、取締役の報酬決定に関する方針・手続を定めており、その内容は次のとおりであります。

a. 方針

取締役の報酬は、以下の方針により決定する。

(a) 基本方針

- ・ 株主総会において承認された総額の範囲内で、経済や社会の情勢を踏まえた適切な水準とする。
- ・ 株主からの付託に応え持続的な成長を可能とするべく、短期的な業績に加え、中長期的な業績も考慮する。
- ・ 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、金銭報酬である基本報酬および業績連動報酬により構成し、社外取締役および監査等委員である取締役の報酬は、その職責に鑑み、基本報酬のみとする。
- ・ 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬と業績連動報酬との報酬割合については、当社の経営環境・事業環境等を踏まえ、当社と類似する業種・業態に属する企業の動向等を参考に設定する。

(b) 基本報酬

- ・ 基本報酬として、固定報酬である月額報酬を支給する。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬は、当社の経営環境や業績の状況を踏まえ、各人の役割・責任・前年度の業績に応じて配分する。

(c) 業績連動報酬

- ・ 会社業績に対する責任の明確化と業績向上へのインセンティブ付与のため、業績連動報酬として、当社の経営環境および連結経常利益等を踏まえ、毎年一定の時期に賞与を支給することができる。賞与は各人の業績に応じて配分する。

(d) 取締役の個人別報酬額の決定

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の月額報酬の額および賞与の額の決定は、取締役会決議に基づき会長に委任する。取締役会は、当該決定権限が会長によって適切に行使されるよう、取締役の報酬水準等について報酬委員会に諮問することとし、上記の委任を受けた会長は、報酬委員会の議事の結果を尊重し決定しなければならないこととする。

b. 手続

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する事項は、社外取締役を構成員に含む報酬委員会に諮問したうえで取締役会において決定する。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬に関する事項は、監査等委員会において監査等委員である取締役の協議により決定する。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等についての株主総会の決議年月日は2016年6月28日であり、当該定時株主総会最終時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名、監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は3名）であります。当該決議の内容の概要は、次のとおりであります。

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

月額報酬 月額4,500万円以内

賞 与 取締役の業績に対する責任の明確化と業績向上へのインセンティブ付与のため、月額報酬とは別に、年額1億2,000万円以内で取締役（監査等委員である取締役を除く。）に賞与を支給できることとし、その範囲内で、会社業績に応じた具体的金額を取締役会で決定する。

b. 監査等委員である取締役

月額報酬 月額1,000万円以内

③取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の月額報酬の額の決定は、取締役会決議に基づき代表取締役会長清水希茂に委任しております。この権限を委任した理由は、取締役による業務執行の監督を総括する役割を担う代表取締役会長が最も適しているからであります。取締役会は、この権限が適切に行使されるよう、取締役の報酬水準等について報酬委員会に諮問し、上記の委任を受けた当該取締役は、報酬委員会の議事の結果を尊重し委任された内容を決定しております。

取締役会は、当該手続を経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の月額報酬の額が決定されていることから、その内容が取締役の報酬決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる取締役 の員数 (名)
		固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	274 (11)	274 (11)	0 (-)	9 (1)
取締役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	67 (34)	67 (34)	- (-)	5 (4)

(注) 1. 会社業績に対する責任の明確化と業績向上のインセンティブ付与のため、業績連動報酬は、連結経常利益等の目標達成度および個人考課に応じて、0%~100%の範囲で決定いたします。

2. 当年度における業績連動報酬については、当社の経営環境や業績を勘案し、連結経常利益等の業績指標によらず、報酬委員会の議事の結果も踏まえ、取締役会決議に基づき不支給としております。

3. 対象となる取締役の員数には、2022年6月28日開催の第98回定時株主総会最終の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。

(5) 社外取締役の主な活動状況

氏名	地位	出席回数/開催回数(出席率)	取締役会等における発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
古瀬 誠	取締役	取締役会 16回/16回 (100%) 指名委員会 2回/ 2回 (100%) 報酬委員会 2回/ 2回 (100%)	取締役会において、経験豊富な経営者の観点などから必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から必要な発言を適宜行っております。 なお、本年2月から指名委員会、本年3月から報酬委員会の委員長をそれぞれ務めております。
野曾原 悦子	取締役 監査等委員	取締役会 16回/16回 (100%) 監査等委員会 27回/27回 (100%) 指名委員会 2回/ 2回 (100%) 報酬委員会 2回/ 2回 (100%)	取締役会および監査等委員会において、弁護士としての専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から必要な発言を適宜行っております。
小谷 典子	取締役 監査等委員	取締役会 16回/16回 (100%) 監査等委員会 27回/27回 (100%) 指名委員会 2回/ 2回 (100%) 報酬委員会 2回/ 2回 (100%)	取締役会および監査等委員会において、社会学に関する専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から必要な発言を適宜行っております。
久我 英一	取締役 監査等委員	取締役会 14回/14回 (100%) 監査等委員会 24回/24回 (100%) 指名委員会 1回/ 1回 (100%) 報酬委員会 2回/ 2回 (100%)	取締役会および監査等委員会において、リスク管理や企業監査に関する専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から必要な発言を適宜行っております。

〔一連の不適切事案への対応の概要〕

当社は、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、本年3月に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

古瀬誠、野曾原悦子、小谷典子の各氏は、2021年4月の同委員会の立入検査時まで本独占禁止法違反の疑いに係る事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、社外取締役として、業務執行全般に関しコンプライアンス・リスク管理の視点に基づいて注意喚起をしておりました。上記事実の判明後は、昨年6月に新たに社外取締役に就任した久我英一氏を含め、取締役会等において、執行部による調査、原因分析・再発防止策等について監視するとともに、必要に応じて意見を述べるなど、その職責を適切に果たしております。

また、中国電力ネットワーク株式会社が管理するお客さま情報の不正閲覧事案その他の不適切事案に対しても、上記と同様、適切に対応しております。

4. 当社の会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額 (百万円)
①当年度に係る会計監査人としての報酬等の額	73
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	128

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬額と、金融商品取引法に基づく監査報酬額等を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、社内関係部門および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、監査計画の内容、監査の実施状況および報酬見積りの算定根拠（監査日数、報酬単価）を確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につきまして同意をしております。
3. 当社の重要な子会社のうちChugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、当社の子会社のうち、中国電力ネットワーク株式会社は、超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表、内部留保相当額管理表に対する合意された手続業務を、また、株式会社エネルギー・ソリューション・アンド・サービスは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく手続業務をそれぞれ委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由のいずれかに該当すると認められる場合、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適格性、独立性等を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針

当社は、株主・投資家のみなさま、お客さま、地域社会等から信頼され選択される企業であり続けるため、次の方針に従って、必要な組織・制度等を継続的に整備し、エネルギーグループ一体となって適正な事業活動を推進していく。

1. 当社の取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は通常月1回開催し、経営の基本方針・計画や重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて、職務執行状況の報告を受け、取締役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
- (2) 取締役会に付議する事項を含め経営に関する重要事項について十分に審議するため、経営会議を原則として毎週開催する。
- (3) 執行役員に業務執行を担わせることにより、取締役会の意思決定および監督機能の強化、ならびに業務執行の効率化を図る。
- (4) エネルギーグループの企業行動憲章および中国電力企業倫理綱領を制定し、取締役および執行役員がこれを率先垂範するとともに、自らの役割として使用人に対しその定着と徹底を図る。
- (5) 取締役会の諮問機関として、会長を委員長とし、社外有識者を構成員に含む企業倫理委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項を審議する。また、コンプライアンスの推進を総括する組織を設置し、企業倫理・法令遵守の徹底を図るべく、コンプライアンス推進に係る諸制度の継続的な整備・充実、取締役、執行役員および使用人に対する教育等を行う。
- (6) 法令違反行為等の未然防止と是正を図るため、社内および社外（弁護士事務所）に直接相談・通報できる企業倫理相談窓口を設置し、相談者保護を含めた的確な対応を行う。
- (7) 各組織の長は、それぞれの組織内においてコンプライアンスに関する自己点検や教育等を行うとともに、業務運営に関する諸制度の整備を継続的に行う。
- (8) 財務報告に係る内部統制を総括する組織を設置し、財務報告の信頼性確保に係る制度の整備、指導・調整を行う。
- (9) 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等への対応を総括する組織を設置し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、断固として対決する。
- (10) 業務執行ラインから独立した内部監査組織を設置し、業務の適正を確保する観点から、監査を実施する。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理基本方針およびリスク管理規程を定め、各組織において各種リスクの洗い出し、評価、対応策の検討を行い、経営計画等に反映して継続的にリスク管理を実践する。

- (2) リスク管理を総括する組織を設置し、リスク管理に係る必要な指導・調整を行うとともに、社長執行役員を議長とするリスク戦略会議を設置し、重大な経営リスクへの対応方針等を総合的に検討する。
- (3) 非常災害その他重大な経営リスクが生じるおそれがある場合または生じた場合には、対策本部等を設置して、情報を一元的に収集・管理し迅速かつ円滑に対策を実施するとともに、適時・的確な情報公開を行う。

3. 当社の取締役および執行役員の職務執行に係る情報保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務執行に係る文書（電子文書を含む。）等については、文書規程等に基づき、法令に定めがあるものについては少なくともその期間、法令に定めがないものについても必要な保存期間を定め、適切に保存・管理する。

4. 当社の取締役および執行役員の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営の基本方針・目標を明確化し、経営計画制度によるマネジメントサイクルを的確に回すことにより、効率的な事業運営を推進する。
- (2) 適切に組織（組織機構・業務分掌・職務権限）・制度・情報システムの整備を行い、効率的に職務執行が行われる体制を継続的に整備する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ企業の取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することならびに取締役および執行役員の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. グループ企業管理を総括する組織を設置するとともに、グループ経営の方針・目標を定め、グループ一体となった効率的な事業運営を推進する。また、グループ企業管理に係る諸制度を整備し、各企業の事業活動を適切に指導・支援する。
 - b. グループ企業におけるコンプライアンスを推進する体制整備については、当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。
 - c. 当社が設置する企業倫理相談窓口は、グループ企業に係る相談・通報に的確な対応を行う。
 - d. 当社の内部監査組織は、グループ企業における業務の適正を確保する観点から、監査を実施する。
- (2) グループ企業の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ企業におけるリスク管理を推進する体制整備については、当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。
- (3) グループ企業の取締役および執行役員の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - a. グループ経営に重大な影響を及ぼす事項を実施する場合には、当社への協議または報告を求める。
 - b. 上記 a. 以外でグループ企業において、コンプライアンスまたはリスク管理の観点からグループ経営に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合、または発生が見込まれる場合には、当社への報告を求める。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および監査等委員会から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令外の組織として、監査等委員会の職務を補助する専任組織を設置し、必要な使用人を配置する。当該使用人については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に係る業務を兼務させず、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わせるものとし、また、人事に関する事項については、監査等委員会の同意を得たうえで行う。

7. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- a. 監査等委員会は、経営会議や企業倫理委員会等の重要会議に監査等委員を出席させることができる。
- b. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は、監査等委員会への報告事項に該当する事実が発生した場合または発生が見込まれる場合には、速やかに報告を行う。

(2) グループ企業の取締役、執行役員、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

グループ企業の取締役および執行役員の職務執行に係る事項の当社への協議・報告、企業倫理相談窓口へのグループ企業に係る相談・通報を受けた当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は、遅滞なく当社の監査等委員会に報告を行う。

(3) 当社の監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査等委員会に報告した者に対して、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いは行わないこととし、そのための体制を整備する。

8. 当社の監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）のために請求した費用等については、当社は、それが当該監査等委員の職務に必要なことを証明した場合を除き、速やかに処理を行う。

9. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役は、監査等委員会との意見交換のための会合を定期的に行い、経営全般について相互に認識を深める。

(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は、監査等委員会が選定する監査等委員から職務執行状況の聴取および重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は、速やかにこれに応じる。また、内部監査組織は、監査等委員会に内部監査結果を適宜報告するなど、監査の実効性を高めるため、監査等委員会との連携を図る。

[注] グループ企業とは、会社法上の子会社および持分法を適用する関連会社とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- 中国電力グループ経営ビジョン「エネルギーアジェンダ2030」のもと、中期経営計画を策定のうえ、電気事業を中心とした事業を展開するにあたり、取締役会を16回開催し、経営の基本方針等の決定を行うとともに業務執行状況等の報告を受け、取締役の職務執行を監督しております。

また、「企業倫理委員会規程」に基づき、企業倫理委員会を4回開催し、コンプライアンス推進施策や企業倫理相談窓口への対応に関する社外有識者等からの積極的な提言・意見等をいただくとともに、「エネルギーグループ企業行動憲章」および「中国電力企業倫理綱領」等をもとに、コンプライアンスの推進に継続的に取り組んでおります。加えて、改正公益通報者保護法の趣旨を踏まえ社内外の内部通報窓口の運用方法を改めました。

なお、コーポレートガバナンス・コードに定める各原則については、すべて実施し、その旨を開示しております。

- 一連の不適切事案の発生を受け、事案ごとに策定した再発防止策を順次実施するとともに、それらに係る根本原因の分析、改善策の策定、実施状況の確認および有効性評価などを統括する組織として、代表取締役副社長執行役員を本部長とする「不適切事案再発防止対応本部」を設置しました。

同対応本部を中心に、法令遵守の徹底、ガバナンス・内部統制システムの改善等、全社横断的な再発防止策を策定し、全社を挙げて着実に実行することで、同様の事象を二度と発生させることのないよう、取り組んでまいります。

- 「リスク管理規程」に基づき、事業活動に潜むリスクを的確に把握し、未然防止に向けた施策を実施するとともに、その対応状況を毎年経営会議に報告を行っております。また、危機に対して迅速かつ適切に対応するため、「危機管理規程」に基づき、危機管理責任者（コンプライアンス推進部門長）に経営リスク情報を一元的に集約する危機管理体制のもとで危機の最小化に向けて取り組んでおります。

- また、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、「新型インフルエンザ等対策規程」に基づき対応体制を整備し、国からの要請も踏まえながら中国電力ネットワーク株式会社と一体となり、社員の感染予防対策、事業継続対策を講じております。

- グループ経営要綱において、グループ経営の原則およびグループ企業の管理・支援等のしくみを定めており、グループ中期経営計画および重要事項に関する協議・報告ならびに社長会議等を通じて、中国電力ネットワーク株式会社を含むグループ企業の事業活動に対する指導・支援等を行っております。また、グループ企業の取締役をメンバーとするエネルギーグループコンプライアンス・リスク管理責任者会議の開催（年2回）や当社からグループ企業への訪問等を通じて、グループ企業のコンプライアンス推進およびリスク管理について積極的に関与しております。

- 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき策定した内部監査基本計画に則り、監査等委員会および会計監査人と連携を図りながら、当社およびグループ企業等の監査を実施しております。

- 当社およびグループ企業の経営に重大な影響を及ぼす事項等については、監査等委員会への報告規程に基づき、速やかに監査等委員会へ報告を行っております。

また、監査等委員会は、意思決定の経過および業務執行の状況を把握するため、経営会議や企業倫理委員会等の重要会議に監査等委員を出席させております。

監査等委員会の監査が実効的に行われることを目的として、代表取締役と監査等委員4名（うち社外取締役3名）をメンバーとする意見交換会を開催（年2回）し、ガバナンス体制のあり方等に対する意見交換を実施しております。

(注) 新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、2023年5月8日付で感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、「新型インフルエンザ等対策規程」に基づく対応体制を解除し、感染予防対策等を終了しております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	3,392,866	固 定 負 債	2,569,693
電 気 事 業 固 定 資 産	1,490,757	社 債	1,032,785
水 力 発 電 設 備	105,577	長 期 借 入 金	1,346,972
汽 力 発 電 設 備	322,409	退 職 給 付 に 係 る 負 債	59,299
原 子 力 発 電 設 備	94,725	資 産 除 去 債 務	102,884
送 電 設 備	294,702	繰 延 税 金 負 債	616
変 電 設 備	169,753	そ の 他 の 固 定 負 債	27,134
配 電 設 備	396,353	流 動 負 債	1,014,704
業 務 設 備	86,272	1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債	216,523
休 止 設 備	11,732	短 期 借 入 金	97,395
その他の電気事業固定資産	9,231	コマーシャル・ペーパー	301,000
そ の 他 の 固 定 資 産	138,943	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	111,543
固 定 資 産 仮 勘 定	1,107,577	未 払 税 金	15,000
建設仮勘定及び除却仮勘定	1,081,066	そ の 他 の 流 動 負 債	273,240
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	26,510	引 当 金	167
核 燃 料	139,544	渴 水 準 備 引 当 金	167
装荷核燃料及び加工中等核燃料	139,544	負 債 合 計	3,584,565
投 資 そ の 他 の 資 産	516,043	株 主 資 本	418,892
長 期 投 資	145,858	資 本 金	197,024
退 職 給 付 に 係 る 資 産	64,954	資 本 剰 余 金	28,585
繰 延 税 金 資 産	108,994	利 益 剰 余 金	232,168
そ の 他 の 投 資 等	199,010	自 己 株 式	△ 38,886
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 2,774	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	28,595
流 動 資 産	647,182	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,840
現 金 及 び 預 金	254,781	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,818
受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産	123,314	為 替 換 算 調 整 勘 定	18,166
棚 卸 資 産	112,377	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	5,407
そ の 他 の 流 動 資 産	157,383	非 支 配 株 主 持 分	7,995
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 673	純 資 産 合 計	455,483
合 計	4,040,048	合 計	4,040,048

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	1,763,494	営業収益	1,694,602
電気事業営業費用	1,572,048	電気事業営業収益	1,479,460
その他事業営業費用	191,446	その他事業営業収益	215,141
営業損失	(68,892)		
営業外費用	55,193	営業外収益	17,304
支払利息	10,755	受取配当金	2,212
持分法による投資損失	14,840	受取利息	346
デリバティブ損失	18,292	有価証券売却益	1,996
その他の営業外費用	11,304	デリバティブ利益	4,115
		その他の営業外収益	8,633
当期経常費用合計	1,818,687	当期経常収益合計	1,711,906
当期経常損失	106,780		
過水準備金引当又は取崩し	△ 629		
過水準備引当金取崩し(貸方)	△ 629		
特別損失	81,662	特別利益	6,239
火力発電所廃止損失	8,669	段階取得に係る差益	1,646
独占禁止法関連損失	70,715	負ののれん発生益	857
関係会社事業損失	2,277	関係会社株式売却益	3,735
税金等調整前当期純損失	181,574		
法人税等	△ 25,987		
法人税等	5,456		
法人税等調整額	△ 31,443		
当期純損失	155,586		
非支配株主に帰属する当期純損失	208		
親会社株主に帰属する当期純損失	155,378		

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	3,162,550	固 定 負 債	2,512,566
電 気 事 業 固 定 資 産	613,612	社 債	1,032,785
水 力 発 電 設 備	106,783	長 期 借 入 金	1,327,500
汽 力 発 電 設 備	323,980	長 期 未 払 債 務	448
原 子 力 発 電 設 備	96,228	関 係 会 社 長 期 債 務	5,432
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 設 備	5,732	退 職 給 付 引 当 金	28,561
業 務 設 備	69,155	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	6,711
休 止 設 備	11,732	資 産 除 去 債 務	100,081
附 帯 事 業 固 定 資 産	19	雑 固 定 負 債	11,045
事 業 外 固 定 資 産	2,656	流 動 負 債	947,551
固 定 資 産 仮 勘 定	1,082,402	1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債	209,351
建 設 仮 勘 定	1,055,239	短 期 借 入 金	97,345
除 却 仮 勘 定	652	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	301,000
使 用 済 燃 料 再 処 理 関 連 加 工 仮 勘 定	26,510	買 掛 金	90,908
核 燃 料	139,544	未 払 費 用	33,571
装 荷 核 燃 料	7,034	未 払 税 金	101,908
加 工 中 等 核 燃 料	132,509	未 払 金	5,045
投 資 そ の 他 の 資 産	1,324,315	預 金	385
長 期 投 資	121,438	関 係 会 社 短 期 債 務	74,143
関 係 会 社 長 期 投 資	1,052,150	諸 前 受 金	2,435
長 期 前 払 費 用	24,215	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	1,472
前 払 年 金 費 用	33,093	雑 流 動 負 債	29,983
繰 延 税 金 資 産	93,447	引 当 金	167
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 30	渴 水 準 備 引 当 金	167
流 動 資 産	540,842	負 債 合 計	3,460,285
現 金 及 び 預 金	227,637	株 主 資 本	244,635
売 掛 金	95,806	資 本 金	197,024
諸 未 収 入 金	65,159	資 本 剰 余 金	28,221
貯 蔵 品	87,273	資 本 準 備 金	28,173
前 払 金	6,383	そ の 他 資 本 剰 余 金	48
前 払 費 用	3,588	利 益 剰 余 金	57,875
関 係 会 社 短 期 債 権	36,634	利 益 準 備 金	46,381
雑 流 動 資 産	18,656	そ の 他 利 益 剰 余 金	11,494
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 296	特 定 災 害 防 止 準 備 金	72
合 計	3,703,393	別 途 積 立 金	144,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 132,578
		自 己 株 式	△ 38,486
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 1,528
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,316
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 4,844
		純 資 産 合 計	243,107
		合 計	3,703,393

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	1,599,347	営業収益	1,502,494
電気事業営業費用	1,537,436	電気事業営業収益	1,437,940
水力発電費	20,263	電灯料	424,909
汽力発電費	581,109	電力料	647,349
原子力発電費	52,747	他社販売電力料	307,000
新エネルギー等発電費	312	賠償負担金相当収益	1,706
他社購入電力料	533,033	廃炉円滑化負担金相当収益	866
販売費	17,193	電気事業雑収益	56,108
休止設備費	2,417		
一般管理費	56,532		
接続供給託送料	268,349		
事業税	6,782		
電力費振替勘定(貸方)	△ 1,304		
附帯事業営業費用	61,911	附帯事業営業収益	64,553
LNG供給事業営業費用	39,680	LNG供給事業営業収益	40,486
石炭販売事業営業費用	22,230	石炭販売事業営業収益	24,067
営業損失	(96,853)		
営業外費用	38,130	営業外収益	36,569
財務費用	10,953	財務収益	24,109
支払利息	10,467	受取配当金	19,388
社債発行費	486	受取利息	4,721
事業外費用	27,176	事業外収益	12,459
固定資産売却損失	36	固定資産売却益	33
デリバティブ損失	18,292	デリバティブ利益	4,115
雑損失	8,846	雑収益	8,310
当期経常費用合計	1,637,477	当期経常収益合計	1,539,063
当期経常損失	98,413		
剰水準備金引当又は取崩し	△ 629		
剰水準備引当金取崩し(貸方)	△ 629		
特別損失	93,238	特別利益	3,430
火力発電所廃止損失	8,669	関係会社株式売却益	3,430
独占禁止法関連損失	70,715		
関係会社事業損失	13,853		
税引前当期純損失	187,592		
法人税等	△ 34,068		
法人税	△ 2,186		
法人税等調整額	△ 31,881		
当期純損失	153,523		

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

中国電力株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾 崎 更 三
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 三 好 亨
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 藤 顕 広
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中国電力株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中国電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

中国電力株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾 崎 更 三
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 好 亨
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 藤 顕 広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中国電力株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの2022年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法および結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門およびその他関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 当社は、事業報告に記載のとおり、公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令の受領をはじめとする一連の不適切事案の発生を受け、当面の再発防止策を順次実施するとともに、当該事案に係る根本原因の分析、更なる再発防止策の立案・推進を統括する対応本部を設置し、法令遵守の徹底、ガバナンス・内部統制システムの改善等、全社横断的な再発防止策について、全社を挙げて着実に実行するべく取り組みを進めております。

監査等委員会としては、会社の取り組みを注視しつつ利害関係のない外部有識者の知見も活用して、不適切事案に係る取締役の職務執行の適法性について調査を進めております。

上記の点を除いて、取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であり、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容について、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の一連の不適切事案の発生を未然に防止できなかったことを踏まえ、当社は、ガバナンス・内部統制の更なる改善に向けて取り組んでおり、監査等委員会としても、内部統制システムに関する取締役の職務の執行について調査を行うとともに、会社の取り組みを監視・検証してまいります。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

中国電力株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 田村典正 ㊞

監査等委員 野曾原悦子 ㊞

監査等委員 小谷典子 ㊞

監査等委員 久我英一 ㊞

(注) 監査等委員野曾原悦子、小谷典子および久我英一は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

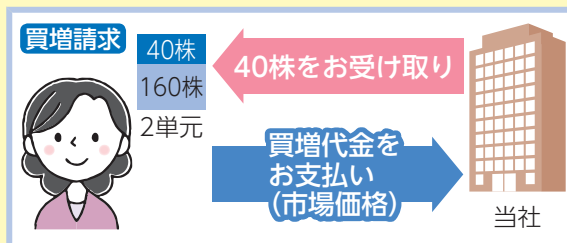
以上

株式に関するお知らせ

100株に満たない株式をお持ちの株主さま 買取・買増請求制度のご案内

100株に満たない単元未満株式は、市場で売ることができません。当社では、単元未満株式の買取請求（売却）・買増請求（単元株式化）制度をご用意していますので、ぜひご利用ください。

[制度のイメージ (160株をお持ちの場合)]



..... 株式に関する各種お手続きのお問い合わせ先

(単元未満株式の買取・買増請求、マイナンバーのお届出、株式の相続、住所変更など)

株式を証券会社にお預けの株主さま

お取引の各証券会社

株式を証券会社にお預けでない株主さま
(特別口座に株式をお持ちの株主さま)

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
0120-782-031 **通話料無料**

受付時間 土・日・休日を除く午前9時～午後5時
<https://www.smb.jp/personal/procedure/agency/>

株主メモ

- 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 毎年6月
- 定時株主総会の基準日 3月31日
- 剰余金の配当の基準日 期末配当：3月31日
中間配当：9月30日

- 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社

郵便物
送付先

〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

株主総会会場ご案内

会場

広島市中区小町4番33号
当社本店 (大会議場)



最寄り電車・バス停

中電前

駐車場は用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮し、植物油インキ
を使用しております。